

日露関係史料をめぐる国際研究集会 2006 Part 2

東京大学史料編纂所では東アジア等における史料収集事業の一環として、ロシア連邦における日本関係史料の調査をすすめている。

2006年12月11日、史料編纂所と日本学士院の共催による「日露関係史料をめぐる国際研究集会」が開催された。

今回は、ロシア連邦サンクトペテルブルグ市から、ロシア科学アカデミー東洋学研究所サンクトペテルブルグ支部（現・東洋古籍文献研究所）のイリナ・ポポワ所長らを招聘し、有泉和子氏（史料編纂所学術研究支援員）の「19世紀はじめの北方紛争とロシア史料：遠征の後始末——フヴォストフ・ダヴィドフ事件とロシアの出方」と、ポポワ所長の「ロシア科学アカデミー東洋学研究所サンクトペテルブルク支部（SPbF IVRAN）の東洋写本コレクション」の二つの報告が行われた。前者はこの間の史料調査の成果であり、後者はピョートル大帝以来の伝統をもち、いわゆる敦煌文書をはじめとする貴重なアジア史料コレクションの形成史を中心とする報告であった。当日は実際の史料画像も数多く披露された。また、東洋学研究所が所蔵する日本語史料には、19世紀初頭サハリンのアイヌと交易する日本人商人の帳簿類が含まれ、有泉報告の「事件」の際にロシアへ持ち去られたものとも考えられる。その研究の重要性について、新潟大学の麓慎一助教授からコメントがあった。以下、この2報告を収録する。

最後に、本研究集会の実施については、引き続きワジム・クリモフ教授から多大なるご尽力をたまわったことを付記して謝辞にかえたい。
(東アジアWG／保谷記)

19世紀はじめの北方紛争とロシア史料：遠征の後始末 ——フヴォストフ・ダヴィドフ事件とロシアの出方

有泉和子

有泉と申します。日露関係史を専門に致しております。

私は普段は日露両国の史料を使い、その上で、論を展開していくことを常と致しておりますが、この場のために私に与えられました論題は「19世紀初めの北方紛争とロシア史料」ということで、すし、また、遥々ロシアからいらして下さいましたお客様を歓迎致します意味も込めまして、今日はロシア語史料をのみ使ってお話を進めさせていただきます。

また、これからお話申し上げますことに使用致します史料は、既に全て、私どもの研究代表者であります保谷徹のもとに、当東京大学史料編纂所に蒐集済みであることも申し添えておきます。では始めさせていただきます。

文化三、四年（1806、7）に唐太・択捉で起きたロシア船による襲撃事件、所謂フヴォストフ・ダヴィドフ事件は、事件の根本原因が、両人の直接の上司であるレザノフの命令であり、フヴォストフ宛1806年8月8日付訓令⁽¹⁾と、それを翻したともとれる、同人宛同年9月24日付文書⁽²⁾という、前後二度出された命令内容の矛盾であることは、既に当時から、皇帝自身により認められ、また、その後の研究史の等しく同意するところでありまして、そのこと自体異議はありません。

問題は、彼らが海賊行為を行った、その結果として国家により処罰されたと、いつの頃からか、言われるようになったことです。

日露関係史の先覚者であるファインベルクは、このことを「多くの外国の歴史家はフヴォストフとダヴィドフを海賊扱いにし」と悲憤慷慨しています⁽³⁾。

アレクセイ・キリチェンコの「海賊船ユノナ号とアヴォシ号」のように、正面から扱った研究もあるようですが⁽⁴⁾、一方で、一般的にロシアの歴史家は、フヴォストフ・ダヴィドフ事件に触れたがらない傾向があるようです。例えば『環海異聞』をロシアに紹介したゴレグリヤドは「指示は口頭であり、ロシアの一般的政策とは矛盾したもので」⁽⁵⁾と簡単に済ませていますし、比較的新しいものとしては、チェリエフコの研究がありますが⁽⁶⁾、日本側文献を広く渉猟している一方、これら依拠論文に対する批判はせず、その紹介に終始しており⁽⁷⁾、またロシアの先行研究であるチフメーネフ⁽⁸⁾、ポズドネーエフ⁽⁹⁾、ファインベルグ等に対しても無批判で、事実経過等はほぼ洩れなく記されているとはいえ、先行研究を列挙するだけになっています。外国の先行研究に対する批判を幾分強め、やや独自色を出しているものとしては、それより少し前のクタコフがいます⁽¹⁰⁾。

しかし、いずれにせよ、帝政ロシアから旧ソ連邦に亘る学者たち、つまり、チフメーネフ、ポズドネーエフ、ファインベルグ、クタコフも含め、随分、遠慮した遠まわしの書き方とは言え、多かれ少なかれ、「対日行為ゆえに裁判にかけられ罰せられた」と、微妙に政治的発言をしているように思います。

私は、以前、フヴォストフ・ダヴィドフ事件はゴロヴニン事件解決のために、日露両国が政治的決着をつけるべく、過去に遡り改めて事件化されて行った過程を主に日本側の史料を使って解明する試みをしましたが⁽¹¹⁾、今回はロシア側の史料を使って、「対日行為ゆえに軍法会議にかけられ罰せられた」⁽¹²⁾はずの両名が、実際には事件後どのように処遇されていたかを見ることにより、フヴォストフ・ダヴィドフ事件後の様相の一端を明らかにして見たいと思います。

フヴォストフには1806年9月24日から11月10日までの航海日誌が残っていますし⁽¹³⁾、ダヴィドフの航海日誌も1807年4月15日から5月27日までは確認でき⁽¹⁴⁾、彼等の行動はそこに記録されています。事件後、オホーツクで作成された文書目録を見ますと、関係文書は全部で327枚あったようです⁽¹⁵⁾。

そもそも、行動記録があり、三百枚以上の関係文書が隠蔽されていないということだけをとっても、彼らが自己の行動を公的な行為とみなしていたことを示しているはずです。

事件経過等は先行研究がたくさんありますので、省略致しますが、一つだけ、付け加えておきますと、特に唐太襲撃以前の段階では、フヴォストフはダヴィドフ宛文書において、それがレザノフの命令であることを付け加えるのを忘れていないことです。1806年7月25日付のフヴォストフのダヴィドフ宛命令は「ニコライ・ペトロヴィチ・レザノフ閣下から命令を受け取った」で始まりますし⁽¹⁶⁾、同年8月8日付けのダヴィドフ宛フヴォストフの訓令では「侍従閣下の訓令を実行するために」としています⁽¹⁷⁾。

特に1806年8月8日付文書は、先に申し上げました「クリール列島およびサハリン島への遠征」を命ずるレザノフのフヴォストフ宛訓令本体の他に、もう一通レザノフのフヴォストフ宛命令がありまして、そこでは「添付されている秘密訓令に」、「厳密に従うこと」という駄目押しが出されています⁽¹⁸⁾。フヴォストフはそれに従って、さらに、本体訓令に書かれている通りに、同一内容で、ダヴィドフ宛に同日付訓令⁽¹⁹⁾および命令⁽²⁰⁾を出しているわけで、きちんと手順を踏んでい

るという意味で、彼等が海軍軍人として行動したつもりだったことは覗えます。

史料一に挙げておきましたが、1807年6月16日フヴォストはダヴィドフに追加訓令を出し、その中で今回の遠征の目的を「日本帝国に、その内部ではないにしても北方の植民地に損害を与えること、さらにサハリン島のアニワ湾まで進み、島民を日本のくびきから解放することであり、その際湾内の居留施設をすべて殲滅することも予定し、ロシア船二艘の小勢力をもってしても、いつ如何なる場合であれ、彼ら日本人を圧迫することができるのみならず、ロシア君主の意志を無視して、この尊大な大国日本が植民地を更に北方へ拡大することを阻害することも、我々には可能であることを示すというものであった」と簡潔に記しています。

さらに松前島へも行くことを命じ「その目的は第一に、六十人が乗り込んだ二艘の小さな船がマトマイ本島の日本居留施設を圧迫することができることを示すこと、第二に、これらの船が帰属する社会に公の益をもたらすためである」⁽²¹⁾としています。

彼はあくまで自分の行動が祖国のためであると信じています。文書の末尾には、「シヤナ湾で」
「鹵獲した武器および軍事標識がいかなるものであるか」報告して欲しいと命ずる一方、「手短に積み込んだ他の品物については今報告する必要はない。それについては、アメリカに到着の後当該地域の支配人六等官バラノフ氏あるいは同氏の元にいるであろう誰かに知らせてほしい」とも言っています。

彼らが唐太で積み込んだものは、レザノフの訓令に「倉の中に商人団全体の所有物である米、塩、交易品、魚などがあれば、全て持ち帰ること、ただし魚は可能な量にとどめ、魚が貯蔵してある倉および付近の建物は焼き払うこと」⁽²²⁾に従い、米、塩、魚、酒等があるわけですが、それらの報告は、後ですればよいとはしながらも、全て報告をするつもりなのですから、私利私欲で働いていたわけではなく、軍人としての職務をこなしていたつもりであったことは、よく分かります。

史料二に挙げておきましたが、1807年6月28日付でフヴォストフはダヴィドフに訓令への追加指令を与え、自分には「本遠征について報告する義務があることから」、荷を満載したまま、オホーツクへ向かうことを指示します⁽²³⁾。

史料三に挙げておきましたが、1807年7月15日付けで、フヴォストフはダヴィドフに対して「オホーツク港に到着次第」、「船の乗組員に対して、我々の遠征航海に関して何人たりとも公言しないよう、署名を義務づけること」⁽²⁴⁾と訓令を発し、レザノフの命令書の写しを添えています。

今回の遠征のことを口外しないようにフヴォストフに命じたのはレザノフです。十一番目の命令事項で「我々がオホーツクに帰港後は、この遠征の意図を何人たりとも口外せず、遠征の遂行が完全に守秘されるよう、船上で全員に署名を義務づけること」⁽²⁵⁾としています。フヴォストフはそれを「厳密に」実行したわけです。

オホーツク到着後、レザノフの死を知ったフヴォストフは1807年7月17日付オホーツク港湾長ブハーリン大佐へ、レザノフの死亡により極秘遠征関連の全資料を海軍大臣チチャゴフに送る必要性を記した軍務報告(panopr)を行います⁽²⁶⁾。

史料四にあげておきましたが、「レザノフ閣下が私に委任なさいました秘密遠征に関する文書をすべて、海軍大臣パーヴェル・ヴァシリエヴィチ・チチャゴフ閣下にお送りしなければならない」としているのです。自分に命令を下した直属の上司が死んでいない以上、海軍大臣に報告したいと言うのです。「国家的機密として私にその実行が委任された企画」とも言っています。本人は

そう信じているわけで、軍人としての行為に問題はないでしょう。

同様にダヴィドフも1807年7月22日付で、極めて簡単ではありますが、ブハーリン宛軍務報告で、択捉島シヤナ湾における日本の主要設備の焼却、同島ナイボ湾、ピーク・デ・リリー湾における複数の魚倉の破却、日本船一艘の焼却と三艘の水没を報告しています⁽²⁷⁾。

その後、1807年8月8日ブハーリンから皇帝アレクサンドル一世、海軍大臣チチャゴフ、シベリア総督ペステリそれぞれに同内容の軍務報告が送られ⁽²⁸⁾、日本人に対する「軍事行動」(военные действия)、フヴォストフが自己の行動を説明することを拒否したこと、彼等が持ち帰った鹵獲品が官営の倉庫に保管されたこと、「フヴォストフ大尉の日本での行動に関する情報を得るために、私により任命された委員会が同大尉の書類の検討に取り掛かることになっている」⁽²⁹⁾旨の報告がなされます。

特に「他のヨーロッパ諸国とは異なり日本に特典を有し、日本と長年にわたって交易を行っているオランダは海軍を有するフランスの同盟国である。従って、フヴォストフ大尉の軍事行動は、ここ国境地域、すなわち全カムチャッカ半島ならびにオホーツク港に危険をもたらすものであり、そのために予め全ての必要な警戒態勢を取ることが必要となろう。しかしながら、フヴォストフ大尉の強情は、今回の遠征に関しての然るべき情報を私に提供する手段を私から奪っている。とは言え、事は国家に関わるもので、ここ国境地域にとって大きな重要性を含んでいると判断した私は」⁽³⁰⁾とフランスまで持ち出し危機感を煽っています。

同様に1807年8月21日付のシベリア総督ペステリ宛ブハーリンの軍務報告は、フヴォストフ、ダヴィドフの行動と日本側の敵対行動、日本がヨーロッパに同盟国を見つける可能性、鹵獲品や日本人捕虜、フヴォストフ、ダヴィドフの部下に対してどのような処置をしたらよいか、指示を求めたものです⁽³¹⁾。

史料五にあげておきましたが、ダヴィドフの1807年4月29日付チチャゴフ宛の軍務報告で「すでにウナラシカ島でレザノフ閣下が皇帝陛下宛にその件について報告をされたことは知っていました」とあります通り⁽³²⁾、ダヴィドフ自身、レザノフが1805年7月18日付で⁽³³⁾、報告書をアレクサンドル一世宛に送付し、自分で皇帝に報告していることも知っています。

フヴォストフ、ダヴィドフ等を拘束したブハーリンより遙か以前に、皇帝自身が対日行動計画を知っているわけです。

ダヴィドフがその報告内容の詳細まで知っていたとは思えませんが、レザノフの皇帝宛報告書は「彼ら【フヴォストフ、ダヴィドフ】の助けを借りて船を建造し、明年日本の沿岸に向かい、松前にある日本人居留施設を殲滅し、サハリンから日本人を退去させ、日本の沿岸に恐怖を与え、以て日本人から漁業を取り上げ、20万の間人から食糧を奪うことにより、我々との交易を開かざるをえないようにしたい、また日本はいずれそうせざるをえなくなるであろうと思います」という、激烈なものでした。

フヴォストフ、ダヴィドフ等は露米会社付勤務でした。しかし、これは、海軍を退役したことは意味していません。例えば、レザノフを乗せてきたナヂェジダ号艦長クルーゼンシュテルンの例で分かりますように、海軍から会社付きを命ぜられているわけです。会社付を命ずるのは、海軍それ自体です。

露米会社は現役の海軍軍人を出向の形で雇うことが出来ました。1799年7月8日付で皇帝パー

ヴェル一世が元老院宛に出した「露米会社設立に関する勅令」では、「会社全体の企業活動補強のために同社の要請に従って軍上層部から可能なかぎり陸軍ならびに海軍の要員を提供しその雇用下に置くことを許可する」⁽³⁴⁾と規定されていますし、1801年4月15日付海軍省副総裁クシェリョフ宛海軍主計大将パツレの報告書(донесение)でも、副総裁提案に賛意を与える形で、露米会社に海軍から専門家を派遣する必要性が述べられています⁽³⁵⁾。

史料六に挙げておきましたが、1808年8月9日海軍大臣チチャゴフ宛外相兼商務相ルミャンツェフ伯の書簡では、皇帝アレクサンドル一世がフヴォストフ、ダヴィドフの行為に対し、両人の責任を問わないことを命じたことが記されています。「これら士官たちの日本人に対する敵対計画が実際に行われたのは、彼等が己等に与えられた指令の中の矛盾が説明することができない状態にあったことが、より大きく作用している」というのです⁽³⁶⁾。

その上で、「オホーツク港湾長の己等への苛酷な仕打ちに対する彼らの訴えについて」は、外務大臣・商務大臣からではなく、海軍大臣から報告してもらいたい、事の判断は海軍大臣に委ねるように、と命じてます。事件後騒ぎになってからですら、皇帝自らが、彼らを海軍士官として扱い、管轄を海軍大臣にし、外交問題、あるいは、通商問題にしていないことが分かります。

史料七に挙げておきましたが、1807年11月26日付チチャゴフの報告は、先にあげましたブハーリンの8月8日付報告を引用する形でなされています⁽³⁷⁾。

「ブハーリンは、軍官からなる委員会を設け、日本の物品はすべて両船から下ろすことを公にし」たこと、「委員会は現在既に、フヴォストフ大尉の日本における行動についての情報を得るために、彼の書類の検討に取り掛かかって」いること、「書類から明らかになるであろうことについては後日報告する」と述べたことが記されています。

念のために申しておきますが、ブハーリンは「委員会」комиссияと表現しているのです。このブハーリンの開いたものは、この後、だれの報告でもやはり、「委員会」のままです。

ダヴィドフ自身は「日本遠征に関することを調査するための査問委員会」と表現し、「委員会が私達をペテルブルグに送還すべきであるとブハーリン大佐に答申したことは周知のことですが、にもかかわらず、その後も私達の拘束はいっこうに軽減されませんでした」としています⁽³⁸⁾。

同委員会は8月27日ブハーリン宛にフヴォストフ、ダヴィドフ等の行為を調べた結果の軍務報告を行います。冒頭は「комиссияは」で始まります⁽³⁹⁾。同様に9月ブハーリン宛で、彼等によりオホーツクに届けられた日本品陸揚げに関する委員会報告が品目リスト付きでなされますが⁽⁴⁰⁾、やはり軍務報告の形を採っています。いずれにせよ、我々が想像する軍法会議とか、裁判と言うものとは、少し違うようです。判決は出していないのです。

一方脱獄後ダヴィドフは、1807年10月18日付で、露米会社幹部会宛報告書(донесение)を出しています。史料八にあげておきましたが、そこには、ブハーリンによる投獄、その恣意性・不当性・違法性、所持した衣類や寝具類は掠奪され、満足な食事も与えられず、運動も禁じられ監禁されたこと、測量した日本近海の地図作成に必要な資料は海中に投げられ、そのことにより「日本に対する勝利よりもはるかに重要視している海軍士官としての任務のひとつにおける能力と功績を示す手だてを奪い去られたこと」、フヴォストフは重い熱病に罹り、自身も壊血病に罹ったこと、駆通組織を手中に納め、手紙や公文書、勅令に至るまで没収するブハーリンの圧政状況、逃走途中助けてくれた人々のこと等を事細かに記し、レザノフの命令や「長期間にわたり会社の

資金が使われた」にもかかわらず誰も阻止し得なかったこと、皇帝の真意への疑問を述べ、上層部への力添えを求めています⁽⁴¹⁾。

この幹部会宛の報告書でダヴィドフは繰り返し、裁判を望んでいます。「裁判なしで法が罰するというのはどこにもない」にもかかわらず、「オホーツクだけはその例が今回が初めてではない」⁽⁴²⁾こと、「オホーツクで裁判もなく苦しめられ、避けがたい死を待つよりは法の報いを覚悟で脱走することを決心」したこと⁽⁴³⁾、「自分たちの行動が正しいことを確信している今、私は喜んで法の裁きに身を委ねるつもり」であること⁽⁴⁴⁾、「自身の行動についての法廷の意見を知ることができるその日を心待ちにして」⁽⁴⁵⁾いることを主張するのです。つまりまだ、裁判は行われていないのです。彼の認識でも「委員会」は裁判ではありません。

フヴォストフとダヴィドフが裁かれるのは軍事法廷です。営倉⁽⁴⁶⁾からの脱走は本来死罪でしょう。余程の自信がなければ、せっかく逃亡したのですからそのまま逃げおおせたはずです。

「もし船の荷揚げが必要と判断したとしても、露米会社の業務が悪化するまで船を留めておくのではなく、船が到着してすぐの時期に調査を行うべきで、査問委員会を設けるのもその時であれば当然」であり、「船を拘束する口実が今度の遠征のことを聞き及んでいないというのであれば、秘密遠征の指揮者であるフヴォストフ大尉からの報告を受け取った昨年に、ブハーリン大佐はなぜそのことについてニコライ・ベトロヴィチ【・レザノフ】に尋ねなかった」のか、「仮に今回の遠征が犯罪として実行されたとしたら、罪人は遠征の指揮者であるフヴォストフ大尉のみ、さもなくば士官全員であるべき」で「何故にブハーリン大佐は我々二名と船大工のコリューキン氏を厳しいかたちで拘束したのか」⁽⁴⁷⁾との言葉は、逮捕の不当性と無罪への確信を表現しています。

さらに既に触れております1807年4月29日付チチャゴフ宛軍務報告では対日行為を説明し、それに付いての自分の考えを述べた後、如何なる結果であれ、全てを任せると言っています⁽⁴⁸⁾。史料五にあげてあります。

1807年10月28日のシベリア総督ペステリからブハーリンへの命令では、「日本人に対するフヴォストフ大尉の行動に関する書類の送付を急ぐこと」としてありますし、1807年11月12日、民政長官トレスキンからブハーリンへの命令でも「フヴォストフ大尉の遠征に関するすべての書類を送付すること」としてあります⁽⁴⁹⁾。あちらからもこちらからも、矢継ぎ早に、送れ、送れと言われながら、結局遂にブハーリンは関係書類を送らなかったのです。

ブハーリンは、その後更迭され、裁判にかけられています。ブハーリンの後任である海軍大尉ババーエフはチチャゴフ宛1808年10月10日付⁽⁵⁰⁾の軍務報告で、ブハーリンの住まいから押収された文書の中から、チチャゴフの「昨1807年12月9日付の命令書第498号が発見された」ことを報告しています⁽⁵¹⁾。史料九にあげておきました。

それによりますと、「この命令書には、露米会社の船で行われた日本沿岸遠征の件で目下当地で取り調べ中の海軍大尉フヴォストフを、彼の遠征に関するすべての書類と共に、即刻サンクトペテルブルグに送致するように、また少尉ダヴィドフに対しても、もし彼が望むならサンクトペテルブルグに行かせるように」との皇帝の意志が述べられていたが、「その御命令が当地で受領されて以降、上記文書の整理が始まるまで何らの行動も見られなかったこと」、「委員会が皇帝陛下の御命令の実行に着手したのは、ブハーリン氏が年次毎に集積した文書、およびフヴォストフ

大尉の遠征に関する書類を委員会が収集してから後のこと」とあります。

委員会の上申を無視し、海軍大臣の命令を無視し、皇帝の意志すら無視し、フヴォストフとダヴィドフを拘束し続けていたのは、ブハーリンなのです。軍法会議の判決ではありません。それどころか、委員会は、皇帝の意志と海軍大臣の命令を知って、言い訳をしながら、大慌てで命令を実行しています。

1808年5月27日付で、海軍局（Алмиралтейский департамент）から海軍大臣チチャゴフ宛に、フヴォストフ、ダヴィドフにより作成された地図と記録類の提出をブハーリンに求めるよう要請書（предписание）が出ています⁽⁵²⁾。

1808年7月2日、今度は露米会社幹部会のアレクサンドル一世宛報告書（донесение）が作成されます。内容は対日通商の重要性を述べたもので、ラクスマンやレザノフの対日通商努力、フヴォストフ、ダヴィドフの「遠征」から、サハリン占領の緊要性とそこにおける要塞建築、耕作や造船の開始等について、これらが日露貿易のために必要であり、露米会社が準備を進めていることが報告されています⁽⁵³⁾。

1808年11月13日付海軍大臣チチャゴフ宛海軍省（Адмиралтейств-коллегия）報告書（представление）では、フヴォストフ等の日本遠征の状況報告が極めて事細かくなされ、日本人村落の破壊、日本船焼却、日本人を捕虜としたこと、遠征とレザノフの命令との詳細な関係、ブハーリンによる拘束とその処遇、フヴォストフが「訓令を遂行している最中であるから、回答はできない。報告を提出するために、私とダヴィドフを犯罪人同様でも構わないので、サンクト・ペテルブルグに送るようお願いする」と文書で回答したこと、最初は、「どこでも望むところへ行ってもよい、船でもよいとの許可が下りたが、サンクト・ペテルブルグに出て行く以外には望むことはない」とフヴォストフが言ったところ」監禁されたこと、ブハーリンが「この遠征を皇帝の意志により行われたものであると確信し期待している」こと、現在まで海軍省が審議していること、途中両人がその卓越した実力を請われて対スウェーデン戦争に参加し功績を挙げたこと、ブハーリンとの間の争いが続いていることが報告されています⁽⁵⁴⁾。

そして、海軍省は「彼【フヴォストフ】に対して為されたおよびその他の諸々の【ブハーリンの】残虐行為についての訴え」は、「その説明は仕方において様々であり」、「一事項についての或る報告が、他の報告と整合しないような場合には信憑性は与えることはできない」とした総規程第十九条に照らして、海軍省は、これらの訴えを真摯に受け入れることはできない」と退け、また、レザノフの9月24日付の命令は「一行一行読むならば」8月8日付訓令を翻したものと理解でき、彼等の行為は「彼ら自身の下した結論に則ったものであったと断言でき」、「恣意」、「命令を待たずに行った行為」であると表明し、「最後の命令を遂行しなかったこと、日本人に加えた破壊的行為、ダヴィドフが歩哨に阿片を与えたこと、に対してフヴォストフ大尉とダヴィドフ少尉を軍事法廷に付す以外の結論はあり得ない」としています。

海軍省の調査結果は出ていますが、軍法会議はまだのようです。念のために確認しておきますが、既に述べましたように、レザノフの9月24日付の命令を皇帝が「説明することが出来ない」としています。もともと矛盾だらけの書き方ですので読み方は自由です。

1808年12月付、フヴォストフ、ダヴィドフの既に罷免されていた元オホーツク港湾長ブハーリン大佐に対する訴え、対スウェーデン戦での勲功による両名の叙勲の推挙、叙勲をアレクサンドル

一世が取り消したことに関する文書があります⁽⁵⁵⁾。史料十にあげておきました。

「元オホーツク【港湾】長ブハーリン大佐に対するフヴォストフとダヴィドフ両大尉の訴え、および後者に対する前者の反論について」と題されています。

史料の中身を検討する前に、「元オホーツク長」と言う部分に関連して、海軍軍人としての立場でフヴォストフ・ダヴィドフ事件に直接かわり、かつ、両人を監禁した人物であるブハーリンについて説明しておきます。

先にも罷免されたことに少し触れましたが、この人物は、もともとバルチック帆船艦隊に勤務しており、1799年大尉に昇進と同時にオホーツク方面に派遣され、以後同地とカムチャツカのペトロパヴロフスク港間を往復し任務に携わっており、その間多数の軍務報告書を皇帝パーヴェル一世、同アレクサンドル一世、海軍大臣、海軍省総裁等に出しています⁽⁵⁶⁾。1803年いったんペテルブルグに戻った後オホーツク港湾長に任命され1808年までその職にありますが、同年職権乱用で解職され裁判にかけられ、その後8年に及ぶ審理の結果、官位剥奪・流刑の判決を受け1830年までトボリスクで刑に服し、以後の消息は不明といえます⁽⁵⁷⁾。彼の職権乱用での解職と裁判、その後の審理と官位剥奪・流刑の判決は、フヴォストフ・ダヴィドフ等と直接関わってくるわけです。

史料の内容を検討していきますが、両者の言い分を元に後で書かれたものであるために、文意がいくらか錯綜しています。

最初に「故レザノフ侍従指揮下の周知の海上遠征に参加した」とあり、海軍省はこの遠征の指揮官がレザノフだと認めています。次の「海軍大尉フヴォストフとダヴィドフは、レザノフ侍従から与えられた指令に反して、露米会社の船で日本人に対して様々な不快な行動を為した後オホーツク港に到着したが、同地で彼らは、上で記した彼らの恣意的行為についての情報を得た元同地港湾長ブハーリン海軍大佐によって、同大佐が上層部からの命令を受け取った後に、その件で軍事法廷に引き渡すために逮捕され、本件に関する書類は彼らから没収された。その後しばらくして彼らは、歩哨に阿片を与えて、監視下から脱走シイルクーツクまで行った」はブハーリンの言い分ですが、先にも述べましたが、ブハーリンは8月8日付でアレクサンドル一世、チチャゴフ、ペステリ宛に同一内容の伺を出しましたが、フヴォストフ等を拘束したのは、その返事の前どころか、書く前です。矛盾もそのまま記されています。

ついでに付け加えますと、ロシア人が分かったかどうかはわかりませんが、実は歩哨に渡したのは阿片ではなく焼酎です⁽⁵⁸⁾。もちろん、種類までは分からなかったでしょうが、ダヴィドフ等はそれが酒であることは知っているわけです。

「そこから陛下の御命令によりこちらに送致された」、「その一方で彼らは、オホーツクにいた時およびその後も、ブハーリン大佐の彼らに対する苛酷な仕打ちと抑圧に対する様々な訴状を持参し、ブハーリン大佐が彼らを厳しい監視下に置き、十分な食糧も与えず、フヴォストフが病気になる際も何ら手当てせず、そのため彼はあやうく命を落とすところであった、と説明している」は海軍省、あるいは、書き手であると推定されるチチャゴフが直接事実として知っている部分です。

ここまで、述べてきた後で、「フヴォストフ、ダヴィドフ両大尉の行った日本遠征に関する一件は、陛下によって外務大臣・商務大臣の判断に委ねられたが、大臣は、同件についての陛下のお考えを伺った後、私に、彼ら士官たちの日本人に対する敵対計画が実際に行われたのは、彼等

が自らに与えられた指令の中の矛盾を説明することができない状態にあったことがより大きく作用している、従って陛下は本件を彼らの罪に帰することはしないよう命ぜられた、と知らせてきた。また、ブハーリンに対する彼らの訴えを判断することについての陛下の御意志も伝えた」としているのです。先程の1808年8月9日付海軍大臣宛外相兼商務相の書簡⁽⁵⁹⁾の内容がそのまま書かれています。

そして、ブハーリンも「様々な反証を行っている」ので、「双方の証言を国家海軍省の吟味考察(разсмотрѣние)に付託することについて皇帝陛下自らの御裁可を得ることを急務とみなした」としています。そのような言葉は使われてはいませんが⁽⁶⁰⁾、この辺で漸く、我々の想像する軍法会議、あるいは、裁判でしょうか。

その結果です。

「海軍省は、以上のような証言を詳細にわたり検討した結果、次のように結論している。すなわち、ブハーリン大佐に対するフヴォストフ、ダヴィドフ両大尉の訴えは本質的なものであるとは認めることはできない。何故ならば、その中には何ら核心を捉えた、かつ蓋然性の高いものは認められないのみならず、新たに様々な互いに矛盾する説明が明らかになってきているからである」

1808年11月13日付海軍大臣チチャゴフ宛海軍省報告書⁽⁶¹⁾と同様に、彼等のブハーリンに対する訴え部分を退けています。あるいは、我々は直接見聞していない、矛盾も出てきている、本質には関係ないから、聞き流してよい話だと言っていると言ってもいいでしょう。

さらに続きます。一見公平です。

「いわんや、上記士官たちがオホーツクにいた際に、海軍大佐ブハーリンが述べているように、食糧不足を我慢できなかったのみならず、34日間にわたりフヴォストフは233ルーブル39コペイカ相当の食糧を自分のために用い、またダヴィドフは200ルーブル40コペイカ相当の食糧に加えて現金150ルーブルを私物化したのであれば尚更である」

しかし、これに関して、ダヴィドフは、封印をといて自分の指揮するアヴォシ号船中に入ったこと、船室にあった食料を食べたこと、そこにある私物を取り戻したことは、既に認めています。どの史料にもありますが、そもそも船の中に居ても良いといったのはブハーリン自身です。さらに、陸上の監禁部屋に移されてからは、そこに、食糧を持ってきたのは、フヴォストフ等の部下とブハーリン側の歩哨です。両人がどこからか奪ったわけではないのです。彼等は、外に全然出られない状態で、フヴォストフに至っては、熱病にかかっていたからです。既に先程の1808年11月13日付海軍大臣宛海軍省報告書⁽⁶²⁾でも詳細に報告されています。

さらに、ダヴィドフ報告によりますと、「ブハーリン大佐配下の10名の漕艇士たちはマリア号の荷揚げ作業の際、たった5、6時間で500ルーブル貰ったと聞いています」とあります。1時間100ルーブルです。史料からはよく分かりませんが、たとえ、これが、10人分だとしても、1人あたり1時間に10ルーブルです。フヴォストフ等が「私物化」した食費は、1日あたり1ルーブルに満ちません。こういったことは、直接この文書には書かれていませんが、海軍省も海軍大臣も承知しているわけです。

そして、結論です。

「それゆえ、海軍省は、これらすべての事情を考慮した上で、日本遠征に関するもので、これ

ら役人によって日本人に対して為された非友好的行動を明らかにする文書を上記大佐がフヴォストフとダヴィドフから没収したことのみが、両名に対してブハーリンが行ったとされる抑圧と苛酷な仕打ちを訴え出る動機であるとみなす。そしてその結果として海軍省は、彼らには、ブハーリンに虚偽の報告をしたことのみならず、歩哨に阿片を与えたこと、およびオホーツクから脱走したことの罪があると結論づけているのである」

対日遠征に関するものが抜け落ちました。「カムチャツカ半島全体およびオホーツク港に軍事的警戒態勢を敷かざるをえない事態を引き起こした」⁽⁶³⁾とまで言わせたブハーリンの言い分も完全に無視されました。

そしてさらに「以上の事情を皇帝陛下のご判断に委ねるに当たり」とあります。判断するのはあくまでも皇帝です。海軍省が判決を下すわけではないのです。皇帝は既に対日行為に対して、彼らが無罪にしています。

実はフヴォストフ等の対日遠征は、皇帝どころか、かなり早い時期に、外相、商務相、各大臣が知っていた可能性すらあります。レザノフの1805年7月18日付書簡⁽⁶⁴⁾に関し、1806年10月13日付ルミャンツェフのレザノフ宛書簡には⁽⁶⁵⁾、「貴殿が1805年7月18日付でウナラシカ島から短い書状と共に私宛てに送られた封書は貴殿の依頼通り陛下の下にお届けした」とありますが、書簡の冒頭には、「長崎滞在中の報告ならびに日誌」は、「丁度陛下が遠征中であられたので陛下の御座所へ送付され」、「陛下がお帰りにはなられてからすぐ書類は皇帝によって大臣に順序に従い閲覧に付された」とあります。

この遠征とは1805年11月20日にロシア・オーストリア連合軍の敗退で終わっているアウステルリッツの戦いのことです。いくら対仏戦争で国全体が忙しいとは言え、皇帝自身、「陛下の御命令を待たずに事を決行する」、「時を無駄に逃し、陛下の榮譽のために我が身を捧げることができなかったとしたら良心はもっと私を苦しめる」、「皇帝陛下の偉大なる御意の実現に寄与することができるのは今をおいて他にはない」⁽⁶⁶⁾とすら言う、確信に満ちたレザノフの対日遠征計画についての書簡を受け取っているわけですから、決行が間近なことは知っていたはずで、止めようと思えば、急使で止められるものを止めなかった、最悪でも二度目は止められたのにそれも止めなかったということには、ダヴィドフやブハーリンでなくとも、皇帝の暗黙の了解、少なくとも躊躇を感じます。

ゴロヴニンの認識によりますと、フヴォストフ・ダヴィドフ「事件の起こった場所は、首都から約13,000km、最も近い県庁所在地からもほぼ7,000kmも離れている」⁽⁶⁷⁾そうですが、この間は、私が把握している限り、陸上を使った普通の行程で七ヶ月半、急使(курьер)では一ヶ月強から二ヶ月弱です⁽⁶⁸⁾。

「遠征については、すでに皇帝に報告してある以上、レザノフは単独では中止することはできない。また、指令書には計画の変更が政府の命令によるとは一切記されていない。ということは完全に中止されたのではなく単に延期されたのである」⁽⁶⁹⁾というのが、フヴォストフを代弁したチフメーネフの解釈です。

対日遠征はもはや問題されていません。皇帝が無罪にしている以上問題にする必要もないでしょう。問題したのは、単に事件後の上官不服従罪と脱走罪です。軍法には必ず規定のある条項です。一方、この事に関しては、フヴォストフ、ダヴィドフ両人はすでに「自分たちの訴え」の

中で認め、償う用意があると言っています。

如何でしょうか。フヴォストフとダヴィドフは対日行為ゆえに軍法会議にかけられ、有罪判決を受けて、処罰されたのではないのです。あくまでも軍隊内部の規律秩序、指揮命令系統維のために存在する軍法に違反した罪です。わずかに分かる罰は、この時将官たちから推挙された勲章を授与されないということのみです。「対日行為」も「軍法会議」も「有罪判決」も「処罰」も極めて広い意味において、一つ一つ切り離すとあっているのですが、原因と結果として全部そろくと全く違ってきます。

史料十一にあげておきましたが、1809年3月10日付チチャゴフの産業省総裁、三等文官、元老員議員アルシェネフスキー宛報告でそのことが触れられていますが、「両士官のために貴殿から送付された勲章を本状に添えて返送する」とありますので、勲章は既に1809年3月10日の時点で海軍大臣の手元にあり、そこから返送されるわけですから、叙勲はほとんど決まったような状態だったといことが分かります⁽⁷⁰⁾。

史料十の一に挙げておきましたが、有名な皇帝直筆の「フィンランドにおける戦いに対する褒賞を手にしないうことは、これら両士官にとって日本人に対し命令を待たず行為を為したことに對する罰を意味することにならう」と言う言葉なのですが、「与えないこと」とは言っていないわけです。Неполучение「手にしないうこと」「貰えないこと」とは、与える当事者、つまり、実際には、皇帝となりますが、が主体とはなっていません。与えない人間が表に出ない、極めて、第三者的書き方です。

動詞は完了体未来 *послужит*、「確定的未来」、「当然・間違いなくそうなるはず」という話し手側からの判断・判定を意味しています。つまり、「こうすればこうなるはず」、「褒賞をもらえないのだから、結果的にこういう意味になるでしょうよ」と言っているのです。

「въ наказаніе」は「罰の印」。褒賞に値するすばらしい功績であると、各所から上申があったにも拘わらず、褒賞をもらえなかった、そのことをもって、両名に対する「罰の印」、お仕置きになったであろうということです。形式的な行為です。

この1808年12月付文書は⁽⁷¹⁾、一見両者の言い分を等しく書いているようなのですが、実際には、後半は、フヴォストフ、ダヴィドフの極めて勇敢な行為、彼らを褒め称える将官の名前と推薦の辞が列挙されているわけで、海軍省、あるいは海軍大臣の意図はとにかく、自然に読んでいけば、彼ら両人の訴えに対するプハーリンの反論より、遙かにそちらの方が印象的に書かれています。そして、皇帝自身もそう感じたからこそ、他のこと、対日問題、あるいは、プハーリンの言い分などには一切触れず、勲章のことのみをほそっと記しているわけです。

1810年ダヴィドフの航海日誌が海軍から刊行された時に、その序で後にアカデミー総裁や文部大臣にもなるシシコフ中將がフヴォストフとダヴィドフのことを褒めちぎっています⁽⁷²⁾。

プハーリンが官位を剥奪され、監獄に入れられ、あるいは、流刑に処され、結局22年もの歳月を棒に振り、以後二度と浮かび上がることが出来なかったのと較べてみてください。

1812年4月18日付のシベリア総督ペステリヤの海軍大臣トラベルセへ宛書簡⁽⁷³⁾では、ゴロヴニン等を解放するために日本遠征を準備している旨の詳細な遠征計画案を記していますが、そこにはオホーツク港湾長官ミツキーに対し、ゴロヴニン等を解放するためには、「フヴォストフは商船旗を掲げて航海したので、彼は自己の利益のために、エトロフにもサハリンにも訪れたと宣

言して良い」とした訓令も添付してあります。

レザノフを乗せてきたクルーゼンシュテルンがどうしても、海軍旗を掲げさせてくれないと困ると言い張り、海軍大臣に交渉し、ついに、獲得したことで分かります(74)、この海軍旗を掲げて航行することは、これ自体大変栄誉なことですが、そのクルーゼンシュテルンでさえ当時露米会社に出向していたわけで、言わば露米会社の社員です。彼の指揮したナヂェジダ号もその僚艦のネヴァ号も露米会社船でした(75)。ネヴァ号艦長リチャンスキーもれっきとした軍人です。露米会社勤務は指揮系統には係わりがないのです。

最後にシベリアの政治を簡単触れておきますが、初代の総督はイワン・オシポヴィチ・セリフオントフで、任命は1803年(76)、第二代がイワン・ボリスヴィチ・ペステリで任命は1806年です。このペステリはプハーリンが報告書を送っていた相手ですが、セリフオントフとは違い、直接シベリアを知らず、ペテルブルグに常住し、イルクーツク県知事トレスキンに職務を代行させています。

トレスキンも総督の権力を背景に、シベリアで圧政の限りを尽したとされ、書類の検閲や請願書の没収によるペテルブルグとの通信の遮断、差出し人に対する報復処置、自己を有利にする情報操作等が、1819年3月22日ペステリが罷免されるまで続くそうです(77)。

先にあげました、委員会の作ったリストでも、1807年10月10日付でヤクーツク駅通事務所からプハーリンへの通知があり、フヴォストフがオホーツクから発送した至急便を同事務所では受領していないことを知らせています(78)。ダヴィドフも幹部会宛報告書の中で述べていましたが、フヴォストフの訴えは、途中で何者かによって妨害されたようです。

実はこのトレスキンが後にゴロヴニン解放のための日本側に提出された文書の作成者であり(79)、且又、フヴォストフ、ダヴィドフ等の鹵獲品市中売却にも関与した人物です(80)。さらにもう一通対日文書を書いたのが、プハーリンの二代後の港湾長官のミニツキーですが(81)、トレスキン等の不法行為を日本側に知らせず、ともに対日遠征計画を立てるなど、ゴロヴニン解放のため行動をとりにした人物です。利害は複雑に錯綜しています。

このように考えていくと、フヴォストフ、ダヴィドフ事件とゴロヴニン事件の関係性がまた一つ明らかになります。非常に興味深いことですが、お話が長くなりますので、この辺で終わりに致したいと思います。

命令を実行したに過ぎない若く優秀な海軍士官が同時に命を落としたのは、事件から二年後、1809年10月4日、僅か33歳と27、8歳、場合によってはダヴィドフはもっと若く、24、5歳であったと言われています(82)。

ご清聴ありがとうございました。

●史料一 フヴォストフのダヴィドフ宛追加訓令1807年6月16日付(83)

訓令追加

アヴォシ号艦長海軍少尉ダヴィドフへ

カムチャッカを出発する際、先ず第一に計画されていたのは、日本帝国に、その内部ではないにしても北方の植民地に損害を与えること、さらにサハリン島のアニワ湾まで進み、島民を日本のくびきから解放することであり、その際湾内の居留施設をすべて殲滅することも予定し、ロシア

船二艘の小勢力をもってしても、いつ如何なる場合であれ、彼ら日本人を圧迫することができるのみならず、ロシア君主の意志を無視して、この尊大な大国日本が植民地を更に北方へと拡大することを阻害することも、我々には可能であることを示すというものであった。

アニワ湾で我々は、昨年捕らえられた日本人たちの言に則って、新たに作られた施設を発見することを予定していた。同地で村落を殲滅することにより、露米会社の出費を購うような大きな利益を手にすることができたはずである。しかし、貴殿も知るように、日本人は、当地の彼らの施設が昨年殲滅されたことに関する情報を得ていて、それ以上さらにやって来ることは、敢えてしなかった。

今日まで我々の航海は順調に行われた。ただ極めて残念なのは、強烈な霧のため沿岸測量が阻害されたことである。イトゥルップ島では思いがけず大きな村落を一つ殲滅したが、強風と場所状況が災いして、我々に任された船に武器以外のものを積み込むための停泊時間はとれなかった。我々の見たところでは、アニワ湾からは日本人は完全に一掃された。上記二つ【強風と場所状況】が原因して、計画で予定されていた利益を得ることはできなかった。

現在我々がいる地点から見てマトマイ島【松前】の西側、北緯45度の位置にかなり大きな川テシュがあり、艦からほど遠くないところに、我々の元にいる日本人の言葉に従えばトゥマ・マイと呼ばれる居留施設がある。そこで我々はその地点に向けて進路を取り、日本人の施設を殲滅し物資を船に積み込むことにした。その目的は第一に、六十人が乗り込んだ二艘の小さな船がマトマイ本島の日本居留施設を圧迫することができることを示すこと、第二に、これらの船が帰属する社会に公けの益をもたらすためである。貴殿の豊富な経験と共通の利益に対する熱意は、為された航海から判断して、あらゆる人をして、それにふさわしい正当性を貴殿に与えるであろうことを私は確信している。大規模な激しい霧の中で、貴殿が常に私の船から離れることがなかったことを見て、私が思ったことは、このような小規模の航海では集結地点を指定することは必要でないということである。

シヤナ湾で貴殿の船に鹵獲した武器および□□【一二文字未解読。その？】軍事標識がいかなるものであるか、私に報告するようお願いする。手短に積み込んだ他の物品については今奉告する必要はない。それについては、アメリカに到着の後当該地域の支配人六等官バラノフ氏あるいは同氏の元にいる【一部文字切れ】であろう誰かに知らせてほしい。

海軍大尉フヴォストフ【自筆署名】

1807年6月16日

アニワ湾ユノナ号上帆の下

【РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.25-25об. Подлинник.】

●史料二 フヴォストフのダヴィドフ宛追加訓令1807年6月28日付

訓令追加

単檣帆船アヴォシ号艦長海軍少尉ダヴィドフへ

ついに我々の船は満載の荷を手に入れた。これらと共にアメリカに帰還する以外には為すべきことは我々には残っていない。しかしながら、帆の具合が良くないこと、および単檣帆船【アヴォシ号】の第一斜檣が損傷していること、また本遠征について私は報告する義務があることから、

貴殿と同じく私もオホーツクに帰港せざるをえない。貴殿はそこからユノナ号と共に出発されたし。私から貴殿に忠告することは、今までと同様に一緒にオホーツクに到着することのみを目指すこと、そして、露米会社の我々の船が他の船と同じくそれにふさわしい実務を為しうることを証明するのみである。

大尉フヴォストフ【自筆署名】

1807年6月28日

【РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д. 4671. Л.26. Подлинник.】

●史料三 フヴォストフのダヴィドフ宛命令1807年7月15日付

極秘遠征指揮官へ

オホーツク港に到着次第、貴殿に委任した船の乗組員に対して、我々の遠征航海に関して、何人たりとも公言しないよう、署名を義務づけること。そのために、昨年オホーツクで露米会社全権ニコライ・ペトロヴィチ・レザノフ閣下から渡された命令書の写しを貴殿宛に添える。

フヴォストフ【自筆署名】

1807年7月15日

海軍少尉ダヴィドフへ

【РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.28. Подлинник.】

●史料四 フヴォストフのブハーリン宛軍務報告1807年7月17日付

極秘

オホーツク州ならびにオホーツク港長官・海軍大佐・帯勲者イワン・ニコラエヴィチ・ブハーリン閣下へ

秘密遠征指揮官海軍大尉フヴォストフ

軍務報告

当地で私は、ニコライ・ペトロヴィチ・レザノフ侍従閣下が逝去されたことをお聞き致しましたが、それに関しまして、閣下が真に何か情報をお持ちであれば、是非是非、私にお知らせ下さいませようお願い致します。と申しますのも、レザノフ閣下がお亡くなりになられたということであるならば、レザノフ閣下が私に委任なさいました秘密遠征に関する文書をすべて、海軍大臣パーヴェル・ヴァシリエヴィチ・チチャゴフ閣下にお送りしなければならないからであります。チチャゴフ閣下には、私が昨年致したことにつきまして、既にカムチャッカからご報告致しております。

オホーツクで下船しました当初、私は、ユノナ号と単檣帆船アヴォシ号が使用された遠征に関しまして、一部の住民が、早くも私の部下の何人かに詮索しているということを知りました。従いまして、私は、国家的機密として私にその実行が委任された企画に関しまして、今後その種の詮索を為すことを禁止して下さいませよう、閣下にお願ひ致すことを自己の義務と心得ます。

海軍大尉フヴォストフ【自筆署名】

1807年7月17日

オホーツク港

【РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.39-39об. Подлинник.】

●史料五 ダヴィドフの海軍大臣チチャゴフ宛軍務報告1807年4月29日付

1807年4月29日

慈悲深き閣下！

フヴォストフ大尉と私はニコライ・ペトロヴィチ・レザノフ侍従の企てに使われましたが、本件の性質により、次のことを決心するに至りました。閣下を煩わせることは真に心苦しいことではありますし、私が為した行為については自身然るべく身を処すことになろうとは思いますが、自己が所属する軍務の大臣としての閣下にお願いをした上で、審議の場に来ることを決心致しました。そのため、この遠征について詳しく報告するお時間を少々とらせていただくことになりませんが、どうかお許し下さい。ここまで決心したのは、ひとえに上司である閣下から咎を受けることを恐れたからであります。

カリフォルニアからシトカに帰ってみると二隻の船が準備されていました。一隻はフヴォストフ大尉に、もう一隻は私にというものでした。レザノフ閣下はそのうちの一隻に乗り込んで出発されました。両艦の指揮官にはフヴォストフ大尉が任命されました。レザノフ閣下が日本に対して何か企てていることを我々二人はその段階で既に知っていましたので、その後もそのことがしばしば頭に浮かびましたが、それに関しては一切命令を受けませんでした。船が海上に出るとすぐにレザノフ閣下は、この遠征が極秘である旨を述べ、フヴォストフ大尉宛てに指令書を書き、私に手渡すよう命ぜられました。その指令書はフヴォストフ大尉から閣下に提出されるはずでありますから、企ての内容についてはそれをご覧になればお分かりかと存じます。私たちはレザノフ閣下の権限の程度については知りませんでしたし、またなぜ我々が自己の任務として遠征に出かけなければならないのかを聞きただす権利も持っていませんでした。ただ、既にウナラシカ島でレザノフ閣下が皇帝陛下宛てにその件について報告をされたことは知っていました。

ウナラシカ島からクリール諸島に至るまで、私はほとんど風向きの変わらない南西の風と戦うことを余儀なくされました。しかも帆も索具も痛みがひどく、その修理に忙殺され、びしょ濡れになる霧が絶えずかかるため乗組員は半裸の状態、内にはシャツ一枚さえもない者もあり、そのために風邪をひき、悪寒に襲われ、航海に支障をきたす状態でした。シトカの段階でレザノフ閣下は私たちの航海を二ヶ月以内と見込んでその分だけの食糧を支給され、私もそれだけの薪と水を用意しました。航海に入ってから食糧の追加は受けましたが、薪水の補給は無理な状態でした。従って、クリール諸島に近づいた頃には極限状態でした。風は依然として南西方向で、薪水の残りは僅かしかなく、病人の数も増す一方で、私は悲痛な気持ちでカムチャッカのペテロパヴロフスク港に向かわざるをえませんでした。第一斜檣は折れ、それ以外にも猛烈な嵐により損傷した部分があって、嵐の中、私の船はクリール諸島第十六島に打ち上げられる危険にも曝されました。その損傷がなければもう二ヶ月は海上にいることはできたはずですが、クリール島を対象とした指令を実行しないままにしておくことはできませんので、春までに特に命令がない限りは時を期して着手すべく、そのままそこで越冬しました。

一方、フヴォストフ大尉はレザノフ閣下をオホーツクに送り届けた後で、アニワ湾に入り、命令された通りにそこにある日本の施設を破壊し、幾らかの穀物と四人の日本人をカムチャッカに運び、船の故障によりそのまま越冬しました。本年の航海を開始する前に、フヴォストフ大尉は最初から二隻でアニワ湾に行く予定であったこと、その理由として、サハリンの原住民が日本の

船が来るまでに一刻も早く来るよう懇請していたことを私に伝えました。彼等によれば、四月の終わりか五月には間違いなく日本人がやって来て、倉庫を造ると引き替えに自分たちの大部分を斬り殺すというのです。

もし私が、政府がこの遠征を承認することを確信していたならば、船を一隻指揮し、もし私に才能があるならばそれを示す稀な機会を得た自分を幸せ者とみなしたはずです。しかし、今改めて考えてみると、かくも遠く離れた舞台で、しかも飢えに苦しみ、海をほとんど目にしたこともなく大した知識も持ち合わせていない人たちと共に味わったあらゆる苦難が、果たして並々ならぬ意欲というだけで償えるのかどうか、しばしば考え込ませざるをえません。要するに、味わったすべての苦難と日本人の手に落ちて拷問を受ける可能性もあったことの唯一の褒賞が、私が直属する大臣、および世間一般の非難でしかなかったということです。

閣下、以上が閣下の貴重なお時間を少しばかりいただくことを敢えて致しましたいきさつです。しかしながら今回の企ては、皇帝陛下の一定の御意志がなければあり得たかどうか極めて疑わしく、敢えてこの件を閣下の御判断にお任せし、閣下からの御擁護をお願いする次第です。私は、この企てに加わることも、それを断って服従しない態度を示すことも、いずれも良いことではないと懸念し、最終的には偶然の意志に身を任せることに決心しました。私は生涯を海軍勤務に捧げましたので、今何らかの奉仕を示すべく努力することはいくらかでも出来ますが、それだけに、私の勤務が、閣下に属するものであることが、私の間違いであったとしたらこれほど悲痛なことはありません。私が選んだ道に対する愛着と上司に認められんがために何か価値あることを為そうとする願望こそが、私をして二度にわたってアメリカに航海をさせましたが、そこでの新しい舞台があのことへの偶然を用意した以外にはないように思えるのです。

閣下の慈悲ある御裁量に深き敬意を持って我が身を任せつつ、慈悲深き閣下の従順なる僕べであることの名誉と共に

ガヴリール・ダヴィドフ

【РГАВМФ. Ф.212. Оп.11. Д.2944. Л.34-35. Подлинник.

Опул.: Российско-Американская компания и изучение Тихоокеанского Севера, 1799-1815. Сборник Документов. М.: Наука. 1994. с.167-169.】

●史料六 外相兼商務相ルミャンツェフの海軍大臣チチャゴフ宛書簡1808年8月9日付

親愛なる我パーヴェル・ヴァシリエヴィチ【・チチャゴフ】へ

貴殿の応答の結果、海軍大尉フヴォストフならびに海軍少尉ダヴィドフの遠征に付いての最終上申書を携えて、私は、皇帝陛下のところにお伺いした。これら士官たちの日本人に対する敵対計画が実際に行われたのは、彼等が己等に与えられた指令【предписание】の中の矛盾が説明することができない状態にあったことが、より大きく作用している。陛下は本件を彼らの罪に帰することはしないよう命じられた。と同時に陛下は、その遠征に就いていた間彼らは、運び出されたもの、換言すれば日本の品および交易品という賜物に満足していればよかったのに、との卓抜したお考えを述べられた。何故ならば、露米会社は遠征出発の日までに彼らとは縁を切り、それ以後も彼らを会社勤務に就いているとは見なしていなかったからである。

貴殿にこのこと伝えるに当たって私は、貴殿を我が親愛なるお方と敢えて呼ぶことにし、オホー

ツク港長官の己等への苛酷な仕打ちに対する彼らの訴えについて、陛下は、最初に上申した際に、その件については貴殿から報告してもらいたいとお考えから、貴殿の判断に委ねるよう命ぜられたことを付言する。

敬具

貴殿の忠実なる僕より

伯爵ニコライ・ルミャンツェフ【自筆署名】

No.1817

1808年8月9日

【РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д. 4667. Л.50-50об. Подлинник.】

●史料七 チチャゴフ報告【宛先不明、皇帝宛か】1807年11月26日付

大尉フヴォストフを即刻オホーツクからサント・ペテルブルグに送致するこ、と同時に12月9日付指令をオホーツク港長官の元に送付すること、との皇帝の御命令が出された。【報告本文脇の八行】

No.2630

オホーツク長官の報告による

1807年12月4日 □□【一単語未解読】

オホーツク港湾長官、海軍大佐ブハーリンは本年8月8日付で以下のことを報告している：

1. 昨年(1806年)の、侍従レザノフがオホーツクを通過した際、ブハーリンは次のような内容の文書を受け取った。アメリカにおける人的不足から、同地の拠点ならびにアメリカ地域そのものを失う恐れがある。そこで手始めに十人の入植者を露米会社所属の船ユノナ号でアメリカに送るため派遣された。ただし、もしその十名が同地の管理者【правительство】にとって必要でないのであれば、最初の便でオホーツクへ送り返すことになろう。その際レザノフは、このことについて皇帝陛下にも報告すると知らせてきた。この文書を受けてブハーリン大佐は、本人たちの出した希望に則ってレザノフが選定した入植者名簿により同氏の元に派遣することにし、入植者たちはフヴォストフ大尉指揮下、オホーツクからアメリカに出発した船に乗せられた。今年になってブハーリンは、フヴォストフがこの船で日本の物品多数と四人の日本人捕虜を乗せてベトロパヴロフスク港に寄港したが、同地で越冬した後再び出港した、という信頼に足る知らせを受け取った。フヴォストフは、オホーツクに戻った時ブハーリンに、この夏寄港したのはクリール第十八島のみで、同島にいた露米会社の管理人を乗せるためであった、と報告した。しかしそれとは逆にブハーリンは、フヴォストフが今年もユノナ号とアヴォシ号を率いて日本人に対して軍事行動を起こし、一部の村落と日本人の財産を殲滅し、鹵獲品と二名の日本人と共にオホーツクに到着したことを知った。その際フヴォストフは、ブハーリンへの報告の中で、自らを秘密遠征の指揮官と称し、その遠征について自分に詮索することを禁止するようお願いした。しかし、ブハーリンは秘密遠征のことはまったく知らず、一方露米会社オホーツク事務所はフヴォストフ大尉の行為に対して疑念を表明し、航海についての情報提供をフヴォストフに命令するよう求めたが、どんなに命令しても、また懇請さえしてもフヴォストフから返答は得られず、最終的に彼は、返答を

するつもりはない、と文書でもって意志表明した。日本人と出来れば最終的には交易を開きたいという願望があったことは周知のことである、にもかかわらず、フヴォストフは日本人に対して、流血と彼の大国を悲嘆させることなしには済まなかった軍事行動を行い、その行為により、カムチャッカ半島全体およびオホーツク港に軍事的警戒態勢を敷かざるをえない事態を引き起こした。それに備えて、予め対策を講じることが是非必要であったはずである。ただしそれは、フヴォストフが強情をはず、自分の遠征行動について説明すればできた話である。

一方ブハーリンは、この事件は同方面の国境地域にとって大きな重要性を含んでいると判断し、オホーツクを通過中のカムチャッカ州長官ペトロフスキー陸軍少将に、フヴォストフ大尉の行動の審議に加わるよう要請したが、ペトロフスキーの返事は、任地カムチャッカに急行中なので、審議には加わることはできない、というものであった。その後露米会社オホーツク事務所が、ブハーリンにロシア領アメリカ入植地のための会社所有の荷物を載せてユノナ号とアヴォシ号それぞれをカヂヤーク島とウナラシカ島に派遣する予定があることを報告し、それに向けて、フヴォストフ大尉の遠征に関連する日本の積み荷を下ろして官営倉庫に移動させるよう要請した。なお、露米会社はその遠征については何ら情報は持たず、日本の積み荷を接收する権利があるとは思っていなかった。そこでブハーリンは、軍官からなる委員会を設け、日本の物品はすべて両船から下ろすことを公にし、会社にはその希望に沿って両船を提供し、商取引のためアメリカに出発するのに必要な商品の積み込みをさせた。現在既に委員会は、フヴォストフ大尉の日本における行動についての情報を得るために、彼の書類の検討に取り掛かかっていて、書類から明らかになるであろうことについては後日報告する。

2. ブハーリンは、彼に宛てたカムチャッカ要塞司令官コシュリョフ陸軍少将の文書の中に、司令官から皇帝陛下に宛てた報告に、オホーツク港では四隻の輸送船が失われたかのように書かれているのを知って、それに対して、義務として次のように釈明している。昨年1806年オホーツク港は七隻の輸送船を保有し、その中から今年の夏、オホーツクから官民双方の荷物を載せてニジネカムチャッカに一隻、ボリシェレツクに二隻派遣され、更に二隻が出港に向けて準備中である。その後輸送船一隻が悪天候のためウツキー要塞付近で岸に打ち上げられたが、大きな損傷はないと同船の船長は報告している。現在、輸送船ガキオト号はクリールの島の岸で2500プード【1プードは16.38kg】近くの荷を積み込み中に大破、その代わりとしてオホーツクで6000プードまでの荷を積み込める新船が建造され、7月22日に進水した。索類がオホーツクに届いていないので一隻は未装備のままであるが、にもかかわらず、オホーツクに搬入される官民双方の荷物はすべてカムチャッカ方面の港に発送される予定であり、なおかつ船には空気が残るであろう。

P.チチャゴフ【自筆署名】

1807年11月26日

【РГАВМФ. Ф.227. Оп.1. Д.132. Л.196-199. Подлинник.】

●史料八 露米会社幹部会宛ダヴィドフ少尉の報告1807年10月18日付

【前略】事業完了の後、フヴォストフ大尉は、軍用至急便を発送するためにオホーツクに向かいましたが、私も帆と第一斜檣の補修が必要との私の報告に対して、同じくオホーツクに向かうよう命令を受けました。7月16日我々はオホーツク港外に停泊、全員上陸しました。私は17日に

ユノナ号とアヴォシ号から全ての漕艇を率いて、帆の修繕と第一斜檣の修理のため陸上。ユノナ号上ではすべき作業は殆どなかったので、両船の乗組員とは四日間は別行動を取ることができました。その後は両船ともアメリカへ向かうことになっていました。

私がブハーリン大佐のところに第一斜檣用の木材を要請に行ったところ、同大佐は番兵の下士官に私を逮捕するよう命じました。

「これはいったいどういうことなのですか?」、私が大佐に質問しましたところ、「営倉にお行きなさい」との答が返ってきました。「なんのことかさっぱり分かりません」と言いますと、「そういうことなら、ペトロフスキー少将のところへ行ってきなさい。少将は皇帝陛下から全権を委任されている方ですから、今度の遠征について少将と話し合いなさい」とのことでした。私は市街番兵の後をついて出かけましたが、少将閣下は就寝されていたので、しばらく待つことになりました。半時間してブハーリン氏がやって来て剣を私に返しました。

「いきなりこういうことになって一体私が何をしたというのですか」と私は聞きましたが、同氏は酔っぱらっていたので満足いく答は期待すべくもありませんでした。

ペトロフスキー少将が起きてこられたので、私は少将のところに行って、「皇帝陛下から全権を委任された閣下のところに行って、私が従事した今度の遠征について説明をするようブハーリン氏に言われて来ました」と申しましたところ、「一体何の遠征のことだ」と仰ったので、「対日使節であられたニコライ・ペトロヴィチ・レザノフ侍従の命令で行われた遠征で、秘密扱いになってはいますが、一定の時期までは公にしてはならぬとの御命令は陛下からは受けておりません」と申し上げました。

少将は「そういうことなのであれば、私として何も知るつもりはない。それに、ブハーリン氏が私のことを全権を委任されていると言ったそうだが、根拠のない話で、私は自分の担当部署に関してのみ委任されているので、管轄外のことの審議に首を突っ込むつもりは毛頭ない」と仰いましたが、その後でブハーリン氏がやって来て、少将閣下を何とかしてこの件に引き入れようとしたのですが、閣下が断ったので、その足で私を船の方に連れて行きました。途中でブハーリン氏は、「レザノフ侍従がそんな遠征を命じたとはおおよそ信じていない、なぜなら去年はどんな秘密の任務であっても侍従は知らせてきたはずだ」と言いましたので、私は「確かその時秘密遠征の指揮者としてのフヴォストフ大尉から報告書を受け取っておられるはずですが」と言いましたところ、「いや、そんなものは受け取っていない」との答でした。

その後同氏は「書類を詳しく見て、もし遠征が本当にレザノフ侍従の命令で行われたのであれば、然るべきところに報告して船を直ちにアメリカに向けて出発させる」と言いました。話は俸給のことにも及び、同氏は「貴下は会社から相当もらっているのだから、当然その一部を寄付に回し、残りを自分の自由にするに異論はないはずだ」と言いましたので、「それはどういうことなのか私には理解できない」と私が言いましたところ、「そういうのであれば、貴下は船に監禁され会社での地位を剥奪されることになるが、今のうちなら地位の保全も可能だ、分かったか」と言いました。私が「残念ですが理解できません。ただ私としてはそういう卑劣なやり方を取る気は決してない。もし私が正しければ、貴殿も含めて誰も私を告発するはできないし、仮にそうなったとしても法に逆らって身を守ることはできない。私はどんな苦渋も覚悟している」と言いましたところで、一人の航海士が私達のところに近づいてきたので、ブハーリンは「今聞い

たことを口外するのは気をつけろ。私がここでは貴下に何でも出来るということ覚えておくことだ」とだけ言いました。これほど簡にして要を得た説明を耳にして、私は自分がまさに悪人の手中にあることをはっきりと知りました。

航海士と検査官が陸に戻ってきましたので、私達は全員では単檣船【アヴォシ号】に向かいました。船はすでに川に引き入れられていましたが、見ると船は封印され、乗組員は誰一人いなくて、船倉の上に士官一人と数名の水兵がいるだけでした。私達は封印を解いて船室に入りました。プハーリン大佐は遠征に関する書類をすべて渡すよう私に命じ、その際に訓令の中で日本に対する軍事行動に関する条項を読んで、小銃その他の武器をすべて船室から運び出すよう命じて、私にはオホーツクで武力行動を取らないとの誓約を求めました。私は驚いて彼の方を見ましたが、彼の頭が正常でないことを見て取り、「私一人が町全体にとってそんなに恐怖なのでしょうか」と言いました。

「貴下の言葉を信じて、これからどこに住むかは貴下の判断に委せる」と大佐が言ったので、「私はどこでもかまいません」と言いましたところ、「船ではどうか」と聞いたで、「どこでもかまいませんと言ったはずです」と答えました。その後で大佐は検査官と二名の士官のところに行き、書類を没収し封印をして自分のところに持って来るよう命じ、彼らはそのとおり実行しました。一時間後に検査官が、船室から日本の弓を運び出すようにとのプハーリン大佐の命令書を携えて戻ってきました。すなわち、その弓を武器にして私がオホーツクを征服することができる、ということですが、私の向こう見ずと剛胆を何故にプハーリン大佐がかくも高く評価したのかまったく理解できません。

周囲の喧噪がようやく収まった頃、私は自分の置かれている立場について考え始めました。これほどの苦しみの中で虐待の身にあることが、あらゆる困難、そしてあれほど長きにわたった苦難と身を曝した危険に対する褒賞なのであろうか。日本人の手で捕虜にされた方がむしろ良かった。今度の遠征への参加は私自身の意思に反したものでした。半裸に等しい私の船の乗組員たちの健康を気遣って、私は自分のお金で彼らの着るものを手当せざるをえず、あれこれ気遣うあまり私自身が健康を損ねる結果になりました。私はすでに以前から、この地で行われている諸事業のつまらなさを目の当たりにして、一刻も早くこの辺境を後にしたいとの一心でした。私は、人生の最も良き歳月をかくも退屈な中で過ごしたこと、自らを犠牲にして社会から隔絶し、かつて持っていたささやかな名声と新たなそれを得る時間を失ったことを思うと自分自身が悔しいのです。私は、私利私欲の持ち主に強られて、私が犠牲を払わざるを得なかったことは、自分の罪ではないと思いますので、払った犠牲で世間と私が奉仕した社会からの名声が得られ、多くの苦難をしのいだ暁には家族と友人達を大いなる喜びでもって抱きしめることが出来るのだという希望でもって自分自身を満足させてきました。尊敬する皆様、私はこのようなことを考えていました。

このような私の気持ちを書くことは、もしかしたら報告にはそぐわないものかもしれませんが、思いも掛けぬ屈辱を受けた悲しみが吐露させたものです。おそらく皆様におかれましては、この文面を読むことで数分間を無駄にすることになり、不愉快であろうと存じますが、書いている途中で感じずにはおられなかったということをご理解頂いて、幾分なりともお許しを頂けるのではないかと思います。色々お聞きしたいことがあります。どなたかがニコライ・ペトロヴィチ・レザノフ侍従にその全権の程度について尋ねて侍従に服従する道を取らないということはできな

かったのでしょうか。特に、至る所で日本船と日本人を捕らえるべし、これは我々使節団を拒否したことに對する復讐として為されるものであると侍從閣下が仰った時に、また、この事業について着手する一年前も前にニコライ・ペトロヴィチ・レザノフ侍從がウナラシカ島から皇帝陛下にご報告申し上げた時に、そして、今回の遠征を実行するに当たってあれほどの長期間にわたって会社の資金が使われた時に、これらはすべては皇帝陛下の御意に沿ったものではないのではないかと疑い、どなたかが侍從閣下にそのことを尋ねることはできなかったのでしょうか。

皆様は当然、侍從閣下がフヴォストフ大尉に下した訓令はご存じのことと存じますが、その訓令はフヴォストフ大尉の指揮下に委ねられ、フヴォストフ大尉は訓令の指示通りに遂行しました。

私はブハーリン大佐の振る舞いが公正さを欠いていることを確信しています、ましてや今回が初めてではないだけになおさらです。ただし、これまでの件については私自身は目撃者になることは不可能でしたから、それについては言うべきではないでしょうし、不幸が降りかからないかぎりには、この人物の残忍さを身を以て体験することもないでしょう。同氏の行いを事細かく挙げることは恐ろしい限りですが、私が書かなくともオホーツク中がそのことを言っています。たとえ同氏の行いのほんの僅かな部分は正しいとしても、その振る舞いをどうして法が甘受しうのか、また、ブハーリン大佐の私利私欲によってかくも長きにわたってオホーツクが要塞と化してしまつたことに驚かざるを得ません。同氏の為す暴力は日常茶飯事で、その行動がここでは唯一の法となっています。駅通組織が彼に押さえられているために、同氏を名指して送られる苦情書を止める手段を持っている上に、オホーツクとカムチャッカを行き來する手紙や公文書も彼が横取りをし、勅令でさえ隠匿をしています。結局これらが原因で中央政府はオホーツクで起こっていることの情報を得ることができないでいます。当のブハーリン氏は、その職務に対する報酬は当然としウオッカに注ぎ込み、遠い彼方から威嚇する法の権力など物ともしていません。私が今書いたことはオホーツク以外の町であれば、どこでも近いうちに信じてくれるにちがいないとは存じます。いずれにしてもこのような行為はロシア帝国の中でもおそらく唯一のもので、町中の人の証言がそのことの証拠になることは言うまでもありませんが、私自身多くの人から実際に聞いて、それからこのような結論を下しました。

以下、不幸にも私が関係することになったこの人物について手短かに記すことにします。封印された船に私は残されましたが、船室に乾パンがあったのがせめてもの救いでした。というのは他の食料は船倉に置いてあったからです。管理人のペトロフに私は何回も食べる物をお願いしましたが、ブハーリン氏の誠実な友であるこの人物は、三日目になってやっと牛肉、パン、紅茶、砂糖を寄越しました。初めのうちは僅かな水面が開けている浅瀬を歩くことが許されていましたが、そのあとすぐにブハーリン大佐は私のこの運動を禁じ、私は船内に完全に監禁されるという状態になりました。私が絶え間なく蒙つた屈辱についてはここでその全てを明らかにすることは致しません。何故ならば、私以外の人にはさしたる興味もない出来事で尊敬する皆様を煩わせることはしたくないからです。8月7日と8日にユノナ号の荷下ろしと積み込みがなされ、9日には単橋船【アヴォシ号】の荷揚げが完了しました。海員たちが荷物検査を始めた時の様子は、見ていて興味深いものでした。長持ちは毀し、トランクは切り引き裂かれ、上等の衣類やシャツ類は持ち去られどこかに隠されました。一言で言えば、これは完全な強盗と言ってもよいくらいのものでした。現場で立ち会つた士官の委員会には、この無法状態を止める能力も意志もありませんで

した。この間歩哨の監視下に置かれていた私のかつての乗組員たちは、持ち物すべてを失う結果になりました。彼らからの要請に従って、強奪された彼らの財産のリストを提出させていただきますので、その補償をお願い申し上げます。この混乱の中で、私も自分の持物の一部を無くしましたが、何が何でもそれを探し出すつもりは一切ありません。ただ、極めて残念なことは、士官委員会に招集された者たちが、何も知らないとはいえ、南クリール諸島および松前島北部の地図作成に必要な書き留め類を海中に投げ捨ててしまったことです。連続した方位順に整理して記入してあるノートを失ったことは、何らかの地図を作製することにより、日本に対する勝利よりもはるかに重要視している海軍士官としての任務のひとつにおける能力と功績を示す手だてを私から奪い去りました。

船の荷揚げ作業は当局の人たちの手で行われました。というのはユノナ号とアヴォシ号の乗組員はその間監視下に置かれていたからですが、時折お金の支払われぬような作業に借り出されることもありました。ブハーリン大佐配下の10名の漕艇士たちは MARIA 号の荷揚げ作業の際たった5、6時間で500ルーブル貰ったと聞いています。誰か他の人間にやらせるにはあまりにもうまみのある仕事のように思われます。

単檣船【アヴォシ号】の荷揚げが終了した後、船の引き渡しについても、船についての公式報告書の提出についても、何らの指令もないまま、私は住宅の一室に移送されました。同じ建物内にマーシン大尉が私と一緒に住むことになり、やっと合法的な人間の顔を見ることができ初めて幸せな気持ちになりました。しかし夕刻になって、ブハーリン大佐はマーシンと会うことと邸内から外に出ることを禁ずる命令を差し向けました。私は、邸内を運動のために歩くぐらいは少なくともしてよいものと思っていましたが、しばらく経ってそこを歩くことも禁じられ、その後は入り口に歩哨が置かれるようになりました。私に対する監視をますます厳しくするためには、私が何か新しい罪でも犯すようにきっかけを与えることが必要ですが、私にその能力があったとしても監視下の身では一体何ができましようか。従って、謂われもなく増大していく過酷さは、復讐か、あるいは気が違っているかのいずれかでしかありません。

船の荷揚げが完了してから、ブハーリン大佐は、日本遠征に関することを調査するための査問委員会を設けましたが、これについての私の意見を敢えて述べさせていただきます。もしブハーリン氏が船の荷揚げが必要と判断したとしても、露米会社の業務が悪化するまで船を留めておくのではなく、船が到着してすぐの時期に調査を行うべきで、査問委員会を設けるのもその時であれば当然かと思えます。その際、船を拘束する口実が今度の遠征のことを聞き及んでいないというのであれば、秘密遠征の指揮者であるフヴォストフ大尉からの報告を受け取った昨年に、ブハーリン大佐はなぜそのことについてニコライ・ペトロヴィチ【・レザノフ】に尋ねなかったのでしょうか。それにもまして、裁判なしで法が罰するというのはどこにもないことですが、オホーツクだけはその例が今回が初めてではない、ということです。仮に今回の遠征が犯罪として実行されたとしたら、罪人は遠征の指揮者であるフヴォストフ大尉のみ、さもなくば士官全員であるべきです。何故にブハーリン大佐は我々二名と船大工のコリューキン氏を厳しいかたちで拘束したのでしょうか。コリューキン氏は遠征に参加するためではなく、必要な場合にユノナ号を修理するために、侍従閣下によって派遣されたにもかかわらずです。その一方で、カルピンスキー大尉は自由を享受し、オホーツク事務所は俸給を増額し、ユノナ号を彼に委せました。エリザヴェー

夕号を打ち破ったことが、このような例外措置にとってそれほど重要なことなのでしょうか。

委員会が私達をペテルブルグに送還すべきであるとブハーリン大佐に答申したことは周知のことですが、にもかかわらず、その後も私達の拘束はいっこうに軽減されませんでした。運動不足と不快なこと続きで私の健康はめっきり衰え、医師たちの報告にもかかわらず、私もフヴォストフ大尉も建物を出ることも、ましてや人間の顔を見ることも、私の同僚を除いて、許されませんでした。ただ、正直に言いますと、厳しく禁じられているにもかかわらず、歩哨の寛大な処置のおかげで、マーシン大尉と彼の訪問客にほとんどいつも会うことができました。オホーツクで日々起っている出来事について彼らから耳にすることは、私達の立場の好転を期待させるにはあまりにもかけ離れているものでした。フヴォストフ大尉は重い熱病に罹っていて、ブハーリン大佐に何度も面会を願い出てやっと許可を得ることができましたが、それも下士官が同行してのものでした。私もついに壊血病が出てきてしまい、私達には、自らの意志で少しずつ準備してその結果としての死を待つ以外には、何もすることは残っていない状況でした。

もし私に対するブハーリン大佐の行動に法の体現があったとしたら、私はオホーツクで自分の運命の終わりを耐えて待ったことでしょう。しかしその為すことすべてが、大佐は自分の悪質な気まぐれに支配されている人間であることを示していました。生きながらえるためには、悪い行いをも辞さないほど、私にとって命は大切なものではありません。しかし、ブハーリン大佐の行動が私の破滅のみを目指していることが分かり、そのことを殆ど毎日同大佐から受ける暴力で確信した私は、何でもする覚悟で、この人間の狂暴な行為の犠牲になることがはっきりしている自分の命を大切にすることを考えるようになりました。そして私とフヴォストフ大尉は、オホーツクで裁判もなく苦しめられ避けがたい死を待つよりは、法の報いを覚悟で脱走することを決心しました。私達の決心を更に揺るぎないものにしたのは、マーシン大尉に対するブハーリン氏の行動でした。ブハーリン氏はマーシン大尉の度重なる申し出とペテルブルグに自由往来できる外務省の旅券の提示にもかかわらず、オホーツクに残るよう大尉に命令を下したのです。こうして私達は9月17日に部屋を出て夜中の1時に旅の途に就きました。健康状態は非常に悪く、最初の数日間は馬に乗っているのがやっとでしたが、進むに連れ健康も回復し私達はヤクーツクに到着しました。

私達が脱走したことを知らせるブハーリン大佐の急使は、私達より早くヤクーツクに着いて、ヤクーツク州長官に、私達を捜し出して、金あるいは日本の品を没収し犯罪人として監視下に置くよう申し出ました。長官のカルタシェフスキー氏は、同氏の心から発した寛大さを発揮しながらも、ブハーリン大佐が同氏宛に書いたことを遂行することを義務として選びました。捜査の結果、何も発見出来なかったのは当然でしたが、何よりも驚かされたことは、荷物没収のために氏によって指名された委員会によって私達の持ち物が点検された際、ブハーリン氏が依頼したのは金の搜索で、このような乱暴な思考が金の摘発にのみ向けられていることでした。カルタシェフスキー氏は私達に次のように言いました、「イルクーツク知事の命令があるまでヤクーツクから出すことはできない。ただしここでは裁判は行われることはない。いずれにしても、この遠隔の地よりは、ペテルブルグあるいはイルクーツクの方が法律の実効性が少ないということはありえない」。

次の行動を待っている今、尊敬する皆様に今までに起こったことすべてをご報告し、然るべき高官のところにこの文書の上申をお願いすることを致したく存じます。オホーツクでは書くこと

を自ら禁じていましたが、それはそれまでに幹部会に報告するというは何もせずに来たのが理由です。自分たちの行動が正しいことを確信している今、私は喜んで法の裁きに身を委ねるつもりです。尊敬する皆様にだけお願いしたいのは、私達をペテルブルグに送るという請願と、今までであったことを高官に知らせてほしい、ということです。私は遠征のすべての経緯を出来る限り短期間にまとめるべく努力しましたので、自身の行動についての法廷の意見を知ることが出来るその日を心待ちにしています。

今回の出来事のおかげで、あらゆる行動が結局は疑いを招くようなこの辺境の地では、これ以上栄誉を求めることはしまいという考えが、私の中に生じるであろうことを願っています。この辺境の地では、対日使節のような全権を持った方に服従しないで苦しむことは恐れ多いことであり、かと言って服従した場合は別の官吏に苦しむことになるのです。また、遠く離れば離れるほど、幹部会となされた契約がその効力を失い、必ずしも実行されるわけではありません。そして、最後に、功績に対する報酬として、放り出され、貧困、そして侮辱に苦しみ、場合によっては、そのような人生の災難に耐えるだけの十分な精神力を持たなければ、絶望にまで追いやられるのです。私の置かれた状態がそのいい見本です！ そら褒賞だ、功績がないのなら、少なくともそれを示す意志が必要だ、というわけです。過ぎ去った私の人生に比べて、今の私は心がえぐられる思いで、かくも苛酷に侮辱された私の名誉は、あの罪人と人生そのものを呪うように仕向けました。私が蒙った苦難は私の精神を貶めるまでには至っていませんが、陰鬱な性格、人生に対する無関心、そして周囲のすべてに対する憎しみを私に刻みつけました。私は誰の庇護もお願いしているわけではありませんが、悲しみと悔しさが私の残された日々を駄目にする前に自分の家族に会える機会を与えて下さる方には感謝するつもりです。私の例は、私達の祖国の辺境の地にしっかりと目を見据えて出かけるあらゆる人に対する証しとなるであります。

私は皆様に不満を述べているわけではありません。尊敬する皆様、会社の業務判断においてなされたすべての処置に皆様自身が完全に満足されることはありえないことは知っているつもりです。ペテルブルグへの移送請願の件、重ねてお願い致します。そのことによって皆様は、深い尊敬を持って報告を致している者に真の恩義を感じさせることになるでしょう。

ダヴィドフ少尉

【П.Тихменевъ Историческое Обозрение образованіе Россійско-Американской Компаніи и действій ея до настоящаго времени.СПБ 1861 т2 Приложение с.284-292.】

●史料九 オホーツク港湾長ババーエフの海軍大臣チチャゴフ宛軍務報告1808年10月10日付
フヴォストフ大尉の遠征に関し提出されたもの【推定7単語の内4単語の先頭あるいは文字途中が欠】

1808年10月【あるいは9月。単語先頭の二文字欠】10日

第1142号

オホーツク【単語先頭の三文字欠】港

【ここまでの原文8行すべて行初の文字が欠損】

海軍大臣・帯勲者パーヴェル・ヴァシリエヴィチ・チチャゴフへ

オホーツク海軍部長ババーエフ大尉より

報告

先の当地長官で海軍大佐・帯勲者ブハーリン氏の家から押収された文書を整理した際、本件のために設けられた委員会により本月【ママ】28日、昨年(1807年)12月9日付の貴殿の命令書第498号が発見されました。この命令書には、露米会社の船で行われた日本沿岸遠征の件で、目下当地で取り調べ中の海軍大尉フヴォストフを彼の遠征に関するすべての書類と共に即刻サンクト・ペテルブルグに送致するように、また少尉ダヴィドフに対しても、もし彼が望むならサンクト・ペテルブルグに行かせるように、との皇帝陛下の御意志が述べられていました。

皇帝陛下のこの御意志を実行するにあたり、その御命令が当地で受領されて以降、上記文書の整理が始まるまでの間、何らの行動も見られなかったことを貴殿に報告することを義務と心得ます。従いまして、委員会が皇帝陛下の御命令の実行に着手しましたのは、ブハーリン氏が年次毎に集積した文書、およびフヴォストフ大尉の遠征に関する書類を委員会が収集してから後のことであります。写しは発見されたばかりで、委員会【?文字切れ】によって提出されました。これらは直ちに貴殿に送付します。また、O.L.の印字のある帆布に包み縫合してある327枚については整理が終わり次第お届け致します。

海軍大尉ババーエフ【自筆署名】

【РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д. 4671. Л.1. Подлинник.】

●史料十の一 皇帝の「直筆命令」とそれに対する注部分

当文書【史料十の二のこと】には、皇帝陛下のご直筆で次のように書かれている。

フィンランドでの戦いに対する褒賞を手にしなないということは、これら両士官にとり、日本人に対し命令を待たず行為を為したことに對する罰を意味することになろう。

【РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4667. Л.37. Копия.】

●史料十の二 海軍大臣チチャゴフ報告1808年12月付

元オホーツク長官ブハーリン大佐に対するフヴォストフ、ダヴィドフ兩大尉の訴え、および後者に対する前者の反論について

故レザノフ侍従指揮下の周知の海上遠征に参加した海軍大尉フヴォストフ、ダヴィドフは、レザノフ侍従から与えられた指令に反して、露米会社の船で日本人に対して様々な不快な行動を為した後オホーツク港に到着したが、同地で両人は、上で記した両人の独断の行為についての情報を聞き及んだ元同地長官ブハーリン海軍大佐によって、同大佐が上層部からの命令を受け取った後に、その廉で軍事法廷に引き渡すために勾留された。本件に關係する書類は兩人から没収された。その後しばらくして両人は、歩哨に阿片を与えて、監視下から脱走しイルクーツクまで行ったが、そこから陛下の御命令によりこちらに送致された。その一方で彼らは、オホーツクにいた時およびその後も、ブハーリン大佐の兩人に対する苛酷な打ちと抑圧に対する様々な訴状を持参し、ブハーリン大佐が彼らを厳しい監視下に置き、十分な食糧も与えず、フヴォストフが病気になる際も何ら手当てせず、そのため同人はあやうく命を落とすところであった、と説明している。

フヴォストフ、ダヴィドフ兩大尉の行った日本遠征に関する一件は、陛下によって外務兼商務大臣の判断に委ねられたが、大臣は、同件についての陛下のお考えを伺った後、私にこれら士官

たちの日本人に対する敵対計画が実際に行われたのは、両人が自らに与えられた指令の中の矛盾を説明することができない状態にあったことがより大きく作用している、従って陛下は本件を両人の罪に帰することはしないよう命じられた、と知らせてきた、また、ブハーリンに対する両名の訴えを判断することについての陛下の御意志も伝えた。

ブハーリン大佐も自ら上記士官たちに対する様々な反証を行っている限りにおいて、私は、真実の最も確実な解明のためには、双方の証言を国家海軍省の吟味考察に付託することについて皇帝陛下自らの御裁可を得ることを急務とみなした。

海軍省は、以上のような証言を詳細にわたり検討した結果、次のように結論している。すなわち、ブハーリン大佐に対するフヴォストフ、ダヴィドフ兩大尉の訴えは、本質的なものであると認めることはできない。何故ならば、その中には何ら核心を捉えた、かつ蓋然性の高いものが認められないのみならず、新たに様々な互いに矛盾する説明が明らかになってきているからである。いわんや、上記士官たちがオホーツクにいた際に、海軍大佐ブハーリンが述べているように、食糧不足を我慢できなかったのみならず、34日間にわたりフヴォストフは233ルーブル39コペイカ相当の食糧を自分のために用い、またダヴィドフは200ルーブル40コペイカ相当の食糧に加えて現金150ルーブルを私物化したのであれば尚更である。それゆえ、海軍省は、これらすべての事情を考慮した上で、日本遠征に関するもので、これら役人によって日本人に対して為された非友好的行動を明らかにする文書を上記大佐がフヴォストフとダヴィドフから没収したことのみに、両名に対してブハーリンが行ったとされる抑圧と苛酷な仕打ちを訴え出る動機であるとみなす。そしてその結果として海軍省は、両人には、ブハーリンに虚偽の報告をしたことのみならず、歩哨に阿片を与えたこと、およびオホーツクから脱走したことの罪があると結論付けているのである。

以上の事情を皇帝陛下閣下のご判断に委ねるに当たり、私は、フィンランド軍司令官陸軍歩兵大将ブクスゲヴデン伯爵が、スンド・サム海戦で殊勲を上げた士官についての報告書の中で、フヴォストフ大尉は官位と聖ゲオルギー四等勲章を、ダヴィドフ大尉は聖ウラジーミル四等勲章をそれぞれ下賜するに値するとし、それについて報告書の中で以下のように証言していることを付け加えることを義務と心得る。

前者【フヴォストフ】について。この者は抜群の勇敢さでもって職務を遂行し、常に先頭に立ち砲弾と大型散弾を物ともせず、その指揮下にあった四隻の搭載ボートは砲撃を受け沈み、六人の漕ぎ手のうち生き残ったのは一名で他の者は殺されたが、上官たちは挙ってフヴォストフに全幅の信頼を与え、この者が身を持って示した行動に下士官たちは敵を打ち破るべく奮い立った。一方ダヴィドフ大尉について、大将ブクスゲヴデン伯爵は次のように付け加えている。この者は、第一船団の前衛艦を指揮した際、抜群の勇敢さでもって自己の部隊を鼓舞したのみならず、敵の最初の攻撃の際、その進撃を三隻のボートでもってくい止めた。

上記士官についてのこのような特別な推挙に加えて、新たに我が国が取得したフィンランド方面の漕艇艦隊司令官ミャソエドフ海軍中將は、パリム島沖海戦報告書の中で、両士官について次のように報告している。この海戦でのフヴォストフは勇敢で、先陣に立ち、行動的であった。また、ダヴィドフは、戦闘が行われている間、終始すさまじい砲火に曝され負傷しながらも、自己の持ち場を守ったのみならず、その恐れを知らぬさまは兵員を鼓舞した。

【РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4667. Л.38-41. Копия.】

●史料十一 海軍大臣チチャゴフの産業省総裁アルシェネフスキー宛報告1809年3月10日付
尊敬する我がイリヤ・ヤコヴレヴィチ【・アルシェネフスキー】⁽⁸⁴⁾！

昨1808年11月20日付で、スウェーデン軍との戦いで功績に対し、フヴォストフ、ダヴィドフ
両海軍大尉に聖ウラジーミル四等勲章を授与する証書に、両士官に関する案件が次段階に入った
のに伴い、皇帝陛下が御署名あそばされなかったことをお伝えした。事案審議が既に最終段階に
入った現在、皇帝陛下も両大尉への勲章下賜を取り消さすよう命令なされたので、両士官のため
に貴殿から送付された勲章を本状に添えて返送する。敬具

自筆署名【と、既にこの文書に書いてある】

P.チチャゴフ

第107号

1809年3月10日

I.Ya.アルシェネフスキー閣下宛

【РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4667. Л.42. Копия.】

〔註〕

- (1) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д. 4671. Л.14-17. Копия, заверенная Резановым и Хвостовым.
Опул.:Российско-Американская компания и изучение Тихоокеанского Севера,1799-1815. Сборн
ик Документов. М.: Наука. 1994. №91.с.151-154.
- (2) РГАВМФ. Ф.212. Оп.11. Д.2944. Л.42. Копия, заверенная Резановым и Хвостовым.
Опул.:Российско-Американская компания... М.: Наука. 1994. №94. с.157.
- (3) Файнберг Э. Я. Русско-японские отношения в 1697-1875 гг. М.1960, с.103.
- (4) Кириченко А.А. Пиратские Корабли «Юнона» и «Авось» (著者ご本人から直接いただきました。
記してお礼を申し上げます)。日本語訳は「海賊船ユノナ号とアヴォシ号——ロシア側当事者の行動
から見る択捉襲撃事件」『東北アジア研究』第6号2002.
- (5) Горегляд В. Н. Россия и Япония. От знакомства к изучению (Иванова Г.Д. Русские в Японии
XIX-начала XX в. Несколько портретов. М. 1993.) с.11.
- (6) Черевко К.Е. Зарождение русско-японских отношений.XVII—XIX века. М. 1999 с.161-170.
- (7) 郡山良光『幕末日露関係史研究』、高野明『日本とロシア』、真鍋重忠『日露関係史1697-1875』、
中村新太郎『日本とロシア人』、ロシア史研究会編『日露200年隣国ロシアとの交流史』
- (8) Тихменевъ П. Историческое Обозрение образование Российско-Американской Компаніи и действій
ея до настоящаго времени.СПб 1861.
- (9) Позднеев Д.М. Материалы по истории Северной Японии и ее отношенний к материку Азии
и России. Иокогама, 1909. Т. 1-2.
- (10) Кутаков Л.Н. Россия и Япония. М., 1988. с.87-89.
- (11) 寺山京輔編『東北アジア研究シリーズ』第7号2006.6「開国以前の日露関係」内拙稿「政治的に利
用された事件解決——ゴロヴニン等の逮捕理由と釈放理由の矛盾——」、同「ゴロヴニン事件とフヴォ
ストフ・ダヴィドフ事件の因果関係」東京外国語大学スラヴ系言語文化研究会紀要『SLAVIANA』
第20号原卓也先生追悼2005、同「フヴォストフ・ダヴィドフ事件と日本の見方——ロシアの貿易利
害との関連で——」『ロシア語ロシア文学』第36号2004.10、同「海賊にされた海軍士官フヴォスト
フとダヴィドフ」東京大学人文社会系研究科スラヴ語スラヴ文学研究室年報『SLAVISTIKA』第XIX

号米重文樹教授退官記念2004.2

- (12) ゴロヴニン解放交渉のために日本側に提出された、1813年5月3日付トレースキン書簡は、その和解では「六年以前ヲホツカの埠頭にホウヲシトフ及びダウエダフと申者司り居候所の商船二艘到着いたし、承り候處、此船クリ、ツケ諸嶋なる日本領之村落を襲ひ候由、依之其節此儀を我帝王に奏し候處、右悪事之仕業を相怒り、其上甚敷儀は彼等我俣に敢而魯西亜政家の名を仮り用ひ候事跡を承り、官人江其事を探索吟味候儀申付、嚴敷吟味いたし候處、彼等を召捕候故、國法の刑罰に行ひ候ため、我帝都江差遣し其罪に適當之刑に行ひ申候故、最早存命不罷在候」とあり（東京大学史料編纂所蔵『函館來槎一件』卷之一、『通航一覽』卷三百十三にも）、同様に1813年7月30日付ミニツキー書簡和解は「貴君江遮而申上候は、ホウヲシトフ日本之地に於て亂妄仕候は、商賣のコンパニヤの家来にして、コンパニヤに自屬する二艘の商船の頭役を相勤居候節の儀に御座候、同人我俣に日本國人の村落を襲ひ亂妄仕候儀は一己の了簡にして、魯西亜政家の不知處に御座候、//一、ホウヲシトフヲホツカに到着後は、私の先官ヲホツカ領の長官彼帶劔を取上げ嚴敷守護の者を附置候處出奔仕候、其後右之罪に因てホウヲシトフを軍役に遣ひ敵に向せ候處、其同伴の者タウエタフと俱に川中に落て溺死仕候」とある（同『函館來槎一件』卷之一、『通航一覽』卷之三百十三）。また、これを受けて文化十年九月二十六日付で、松前奉行所よりロシアに渡された論書には「其國の船蝦夷の嶋を亂妨せしによりて、我國にても守備を設け、くなしりにして其國の者ともを捕へたり、推問するに及びて、先年亂妨を致せしは其國役人の知さる所にて、海賊の所為なりといふ、然れともいまた信用にたらず、此度其他の役人より書ををくりて其證をあらはし、陳謝する所、われを欺さる事をしれり、この故にわれもまた疑念を散して、こゝに其國の者ともを帰し互いに憾を遺さす」（РГИА. Ф.1264. Оп.1. Д.577. Подлинник.『通航一覽』卷之三百十二）とある。ただし、この和解がロシア語原文とはやや意味ニュアンスが違うことは既に所々で述べた。（トレースキン書簡とミニツキー書簡のロシア語原文を活字化したものは、寺山京輔編『東北アジア研究シリーズ』第7号2006.6「開国以前の日露関係」89-104頁、拙稿「ゴロヴニン事件解決時のロシア語文書」に掲載。解説は「ゴロヴニン事件解決時におけるロシア語文書訳文の比較検討」105-137頁）
- (13) РГАВМФ. Ф. 14, Оп. 1, Д.183, Л.Л. 1-12. Копия.
- (14) РОРНБ. Ф.550. (ОСРК). Q IV. 430. Л.1-14. Подлинник. Оpubл.: Российско-Американская компания... 1994. №106. с.172-182.
- (15) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д. 4671. Л.2-6об. Подлинник.
- (16) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.9-10. Подлинник.
- (17) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.18-18об. Подлинник.
- (18) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.13. Копия, заверенная Резановым и Хвостовым.
- (19) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.18. Подлинник.
- (20) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.9-10. Подлинник.
- (21) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.25-25об. Подлинник.
- (22) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.14-17. Копия, заверенная Резановым и Хвостовым.Оpubл.: Российско-Американская компания... №91. с.151-154.
- (23) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.26. Подлинник.
- (24) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.28. Подлинник.
- (25) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.14-17. Копия, заверенная Резановым и Хвостовым.Оpubл.:Российско-Американская компания...№91. с.154.
- (26) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.39. Подлинник.
- (27) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.119. Автограф.
- (28) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.140-142. Черновик.
- (29) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.142об. Черновик.
- (30) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.140об. Черновик.

- (31) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.149-157. Копия.
- (32) Российско-Американская компания... Москва, 1994. №102 с.167-169.
- (33) Тихменевъ П. Историческое Обозрение...СПб 1861 т2 Приложение. с.192-195.
- (34) Российско-Американская компания ... Москва, 1994. №1. №2. с.17-20.
- (35) Там же №9. с.28.
- (36) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д. 4667. Л.50. Подлинник.
- (37) РГАВМФ. Ф.227. Оп.1. Д.132. Л.196-199. Подлинник.
- (38) П.Тихменевъ Историческое Обозрение...СПб1861 т2 Приложение с.289.
- (39) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.158-159. Подлинник. この文書はブハーリンを「капитан 2-го ранга中佐」としている。
- (40) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.197-202. Подлинник.
- (41) Тихменевъ П. Историческое Обозрение...СПб 1861 т2 Приложение с.284-292.
- (42) Там же с.289.
- (43) Там же с.290.
- (44) Там же с.291.
- (45) Там же с.291.
- (46) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.17. Подлинник. Тихменевъ П. Историческое Обозрение...СПб 1861 т2 Приложение с.284.
- (47) Там же с.289.
- (48) РГАВМФ. Ф.212. Оп.11. Д.2944. Л.34-35. Подлинник. Опубл.:Российско-Американская компания.. №102.с.167-169.
- (49) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.6. Подлинник.
- (50)あるいは九月。一単語中先頭の二文字欠でどちらかは不明。
- (51) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д. 4671. Л.1. Подлинник.
- (52) Российско-Американская компания... М.: Наука. 1994.№120. с.191
- (53) АВПРИ. Ф. РАК. Д.195. Л.1-4. Копия. Опубл.: Российско-Американская компания... №122.с.192-195.
- (54) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4667. Л.2-36. Подлинник.
- (55) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4667. Л.37-41. Копия.
- (56) フヴォストフ・ダヴィドフ事件以外のものでは、例えば1800年1月28日付海軍省副総裁クシェリョフ宛、1801年6月23日パーヴェル一世宛、同年8月31日付アレクサンドルー一世宛二通がある（Российско-Американская компания... №4, №10, №11, №12）
- (57) Морской библиографический справочник Дальнего Востока России и Русской Америки. Владивосток. 1998. с.41.
- (58) フヴォストフに連行された中川五郎治は「其九月ホウラストラフ番のサルダテへ焼酎沢山振廻ひ、酔たをれ候節、夜中後の窓より逃去、イリコツスカへ参、夫より王城へ行候処」とする。（『北方史料集成』第五卷北海道出版企画センター1994『五郎治申上荒増』）
- (59) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д. 4667. Л.50. Подлинник.
- (60) ただし19世紀アカデミー辞書の説明には、このразсмотрѣніеに裁判過程での審理の意味は特にない。（Словарь церковно-славянскаго языка, составленный вторым отдѣленіемъ Императорской Академіи наук. 2-изд. СПб. 1863-68.）
- (61) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4667. Л.2-36. Подлинник.
- (62) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4667. Л.2-36. Подлинник.
- (63) РГАВМФ. Ф.227. Оп.1. Д.132. Л.197об. Подлинник.
- (64) Тихменевъ П. Историческое Обозрение...СПб 1861 т2 Приложение. с.192-195.

- (65) Российско-Американская компания... М.: Наука. 1994.№96
- (66) Тихменевъ П. Историческое Обозрѣніе...СПб 1861 т2 Приложение. с.192-195.
- (67) Головнин В.М. Записки Флота капитана Головнина о приключениях его в плену у японцев в1811, 1812 и 1813 годах с приобщением замечаний его о японском государстве и народе. Хабаровск, 1972. с.296-7.
- (68) レザノフの1804年8月16日付のペテロパヴロフスク港からの報告を皇帝が商務大臣より受け取ったのが1805年4月28日(Российско-Американская компания... М., 1994. №65. с.118)、クルーゼンシュテルンが海軍省副総裁チチャゴフ宛てに同じくカムチャツカから1804年8月10日に出した報告が届いたのも翌年の4月29日(Там же №67. с.120.)で、レザノフが1807年1月24-26日付でイルクーツクからペテルブルグに出した手紙は急使で1ヶ月余り後の3月6日には着いている(Там же №101.с.165-167.)。海軍大尉ブハーリンがイルクーツク近辺のキレンスクから1800年1月28日付で出した報告書をペテルブルグの海軍省副総裁クシェリョフが受け取ったのは同年3月23日(Там же №4. с. 23)、1813年12月2日、ゴロヴニンとリコルドが犬楯でペテロパヴロフスク港からペテルブルグに向けて出発したが、途中トナカイ、馬、馬車を乗り継ぎ、ペテルブルグに着いたのは7月22日である(Головнин В.М. Записки Флота капитана Головнина... Хабаровск, 1972. с.296)
- (69) Тихменевъ П. Историческое Обозрѣніе...СПб. 1861. Часть 1. с. 157.
- (70) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4667. Л.42. Копия.
- (71) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4667. Л.37-41. Копия.
- (72) Давыдов Г.И. Двукратное путешествие в Америку морских офицеров Хвостова и Давыдова, писанное сим последним. СПб., 1810 Ч. 1-2; с.1,11,35,41.
- (73) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.3989. Л.3-29. Письмо подлинник, приложения заверенные копии.
- (74) Российско-Американская компания... М. 1994 №39,№43. с.70, 80-81.
- (75) Там же №31. с.54-60.
- (76) セリフオントフの時は正式には「генерал-губернатор Табольской, Томской и Иркутской губерний Тоболскскіе・Томскскіе・Иркутскскіе генералъ」と言う。
- (77) 大橋與一『帝政ロシアのシベリア開発と東方進出過程』東海大学出版会1978、204-205頁、シチエグロフ『シベリア年代記』吉村柳里訳 日本公論社1943、446-448頁。
- (78) РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д. 4671. Л.6. Подлинник.
- (79) 注12参照。
- (80) ゴロヴニン事件時の日本側記録には「エトロフ、リイシリより取参り候品々はコムパニヤ江引渡しに相成、コンパニヤにて是を店へ出し売払候、右はイリコッサカのグベリナトル・ニカラエ・ユワノイチ・テレスキンの差圖なる由にて」(『北方史料集成』第五卷 北海道出版企画センター1994『五郎治申上荒増』506頁)、「倉中に積置候而は悉く腐敗に及び、此後日本へ御返しに相成候節迎も用立申間敷、其上コンパニヤ再三の損耗計にて迷惑いたし候間、萬一御返しにも相成候節は金銀に而も又は其物に而も返納可仕候間、何分此物賣拂之儀免許致呉候様、右イリコーツカ役人江も申達呉候様、相願候よし」(東京大学総合図書館所蔵『遭厄日本紀事』(J40-661) 卷十六 三十丁オウ)と残っている。
- (81) 注12参照。
- (82) Давыдов Г.И. Двукратное путешествие в Америку... СПб., 1810 Ч. 1-2; с.41. Морской библиографический справочник Дальнего Востока России и Русской Америки. Владивосток. 1998.с.62-63, с.195.
- (83) 史料番号、および、その後の文言は内容による引用者の仮題。史料本文は次行から。読解と翻訳、及び翻訳文中の下線は引用者。【 】内は引用者の注。以下、全て同様。
- (84) Аршеневский И.Я. (1755-1820) президент Мануфактур-коллегии (1800), тайный советник, сенатор. 産業省総裁、三等文官、元老員議員。